



# やさしいたからづか 推進計画 (第2期)



令和6年(2024年)3月  
宝塚市

## はじめに

こんにちは。突然の質問で驚かせてしまいますが、あなたは「悩み事」について考えたとき、「悩んでいる」「悩んでいる人の近くにいる」「悩んでいる人を支援する仕事をしている」「周りに悩んでいる人はいない」のうち、どれに当てはまるでしょうか。まず、次の4つのメッセージから、あなたに当てはまるものを読んでもらいたいと思っています。

## 今、悩んでいるあなたへ

あらためまして、こんにちは。この「やさしいたからづか推進計画」は、「いま悩んでいる方からお話を聞きたい、少しでも力になりたいと思っている人がたくさんいる」ということをご紹介しますものです。

もしあなたから「死にたい」という言葉を聞いた時には、「死にたい」くらいに、とても「悩んでいる」のだと考えて、お話を聞きたいと思っています。いま、あなたは「学校や職場、家族も、自分も、何もかも全部嫌だ」と思っているかもしれませんし、何も考えられなくなっているかもしれません。どこかでお話を聞くことができればよいのですが、まだ誰もその気持ちに気づくことができていないのかもしれません。そこで、今回「少しでも力になりたい」というメッセージを発信して、悩みを話す相手を見つけてもらいたいと思っています。

この計画には、支援の取組状況に加えて、市役所をはじめとした相談窓口がどこにあって、どのような内容を聞かせてもらうかということが記されています。文字が多くて少し堅苦しいと感じるかもしれませんが、しっかり記すことで、どの相談窓口でも悩みを聞いてもらえるということをお伝えしたいと考えました。また、この計画はページ数が多いので、最初から最後まで読むのは疲れると思います。まずは第4章（悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策）から読んでもらえると、相談の窓口がたくさんあるということに気づいてもらえると思います。

あなたが持っている悩みが、おひとりおひとり違うように、それぞれの窓口にいろいろな職員（相談員）がいます。すぐにあなたが話しやすい人に出会うのは難しいかもしれませんが、この計画に記した窓口には「この人なら自分の話をしてもいいかな」と思ってもらえる職員がきっといると思っています。

また、お話を聞かせてもらっても簡単に「そのお気持ち分かります」と言わずに、その悩みや嫌なことをまず受け止めていきたいと思っています。お話をしたくない時や、気持ちの整理がうまくつかない時は無理にお話をしてもらわなくても構いません。まずは気が向いた時にだけ、「話したいことだけを話してみてもいいかな」という気持ちになってもらえることを願っています。

これまでに、いろんな所で「自死をなくす」「自死は防がなくてはいけない」「誰も自死に追い込まれないように」という言葉を目にしたことがあると思います。この計画にもそのように書かれている部分がありますが、それは、決して「死ぬほどの悩みなどない」という意味ではなく、頑張っているあなたを否定するものではありません。つらいことがあって悩んでいるのに、悩むことまで否定されると、それは二重につらいこととなってしまいます。悩みは誰にでもあることですので、嫌なこと悲しいことを伝えてほしいです。

## 悩んでいる方の近くにいる方へ

この計画を策定する中で、「悩んでいる方は周りの人や相談窓口に自分から相談することが難しい」ということを再確認しました。もし、あなたが悩みを打ち明けられたということは、それはご本人にとって、あなたが頼れる存在だということです。決して必要以上に重く責任を感じることなくお話を聞いて頂き、もし、支援機関（相談窓口）への相談が必要だと感じられましたら、第4章（悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策）から適切な相談窓口を探していただき、ご本人と一緒に窓口まで来ていただきたいと思います。もしそれが難しいと考えられる場合も、あなたがご本人にどのように寄り添えばよいのかをご相談ください。相談に来てくださった方のプライバシーは必ず守ります。

## 支援者（支援機関）の方へ

この計画は、悩んでいる方に少しでも支援が届くようにと考え、どのように寄り添うことができるのかということを体系的に記したものです。体系的に記したことの意味は、相談者を決して「たらい回しにしない」ということです。悩んでいる方の多くは、すごく緊張して相談に来られます。相談することについて、長い間ためらっていたかもしれません。「まずお話をしっかり聞かせてもらおう」ということを一番に考えてください。もし窓口で「死にたい」という言葉を聞いた時には驚くかもしれませんが、「死にたい」という言葉に

は、「死にたいほど悩んでいるので、話を聞いてほしい、手助けしてほしい」という思いが込められているのだととらえ、支援者（支援機関）としてできることを考えてほしいと思います。また、「適切な助言を行わなくてはいけない」「適切な助言を行うことができないので、自分が支援することは難しい」と支援者のあなたが悩むかもしれませんが、「お話を聞かせてもらうことが一番の支援になる」と考え、「相談に来てくれてよかった」と言葉をかけてもらいたいと思います。もし把握している制度（事業）で対応できない時でもそこで手を離さずに、悩んでいる方とつながっててください。まずはお話を聞かせてもらったうえで、決してひとりで考えずに上司や関係機関と連携し、支援につながるようにしてください。

## 周りに悩んでいる人がいないと思っている方へ

「周りに悩んでいる人がいない」と思っていたとしても、悩んでいる人は「悩んでいるけど周りに迷惑をかけたくない」と思って、明るく振る舞っているかもしれません。「私の周りには悩んでいる人がいない」と決めてしまうことは「気づき」の機会や可能性を大きく損なうことになります。自分には関係のない話だと思わずに、「気づき」を大切にしてください。普段と少し様子が違うなど、小さなSOSのサインが出ているかもしれません。あなたがその「気づき」を大切にすることができれば、それは、あなたが悩んだときにも同様に「気づいて」もらえるということになります。「気づいた」からといって、すぐに支援者になって行動してもらいたいということではありません。どうぞ、この計画をご一読いただき、悩んでいる人がいるかもしれないということに「気づく」きっかけにしていただけばと思っています。

計画名にある「やさしいたからづか」ってどういう意味？

「やさしいたからづか推進計画」という名称は、宝塚市自殺対策推進会議で出された「計画名については、死ぬことを意識してしまう『自殺』『いのち』という単語を使わず、『元気』『いきいき』のような力強すぎる単語も避けるように」という意見を踏まえ、決定されました。参考としたのは、平成30年度(2018年度)自殺予防週間のポスター(厚生労働省作成)のタイトルにある「ほんの少しの勇気と行動が世界をやさしくする」という言葉です。「あなたの周りで『悩んでいる人』に気づき、ほんの少し勇気を持って声をかけるという行動を起こすこと」が、自殺予防にはとても重要な要素であり、「その勇気と行動で世界がやさしくなれば、自殺で亡くなる方も減っていく」という意味合いのポスターです。

自殺対策を推進するためには「自殺」という言葉とは真摯に向き合っていかなければなりません。ですが、「死にたい」くらいに「悩んでいる人」が手に取りやすい計画名にするにはどうすればいいかと考え、これまでに無いような柔らかいイメージの名称をつけた方がいいのではないかという結論になりました。

宝塚市は、今よりもっとやさしいまちになるように取り組んでいます。支援者だけでなく、「近くにいる人」のやさしさが「悩んでいる人」のところにもっと届くような地域づくりを推進するという意味が「やさしいたからづか推進計画」という名称に込められています。

# 目 次

はじめに

## 第1章 計画策定の趣旨等

|                                               |    |
|-----------------------------------------------|----|
| 1 計画策定の趣旨（目的） .....                           | 1  |
| 2 計画の位置づけ .....                               | 2  |
| 3 計画の期間 .....                                 | 2  |
| 4 計画の目標（数値目標） .....                           | 3  |
| 5 自殺の現状 .....                                 | 3  |
| (1)本市における自殺の現状について .....                      | 3  |
| (2)自殺者数の推移 .....                              | 4  |
| (3)男女別自殺者数 .....                              | 5  |
| (4)自殺死亡率の推移（全国、兵庫県との比較） .....                 | 5  |
| (5)年代別の自殺者数の推移と割合 .....                       | 6  |
| (6)同居人の有無 .....                               | 7  |
| (7)有職者と無職者の割合 .....                           | 7  |
| (8)自殺未遂歴の有無 .....                             | 8  |
| (9)本市の自殺未遂者への支援 .....                         | 8  |
| (10)自殺の理由・動機 .....                            | 9  |
| 6 第1期計画の総括【令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度)】 ..... | 10 |

## 第2章 本市の自殺対策における取組

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 1 基本方針 .....                               | 11 |
| 基本方針1 自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進します .....    | 11 |
| 基本方針2 関連施策との連携による総合的な対策を推進します .....        | 12 |
| 基本方針3 自殺対策に係る個別の施策をレベルや段階に応じて整理し、推進します ... | 13 |
| 基本方針4 実践と啓発を両輪として推進します .....               | 15 |
| 基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進します .....   | 15 |
| 2 施策体系 .....                               | 16 |
| 3 基本施策 .....                               | 17 |
| 基本施策1 地域におけるネットワークの強化 .....                | 17 |

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 .....                 | 21 |
| 基本施策3 市民への啓発と周知 .....                     | 24 |
| 基本施策4 生きることの促進要因への支援 .....                | 26 |
| 4 重点施策 .....                              | 31 |
| 重点施策1 子ども・若者への支援の推進 .....                 | 31 |
| 重点施策2 困難な問題を抱える女性への支援の推進 .....            | 41 |
| 重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺に対する対策の推進 .....        | 45 |
| 重点施策4 生活困窮者を支援する制度等と自殺対策の取組との連動性の向上 ..... | 47 |
| 重点施策5 高齢者への支援の推進 .....                    | 51 |
| 重点施策6 障害者(児)への支援の推進 .....                 | 55 |
| 重点施策7 性的マイノリティへの支援の推進 .....               | 60 |

### 第3章 自殺対策の推進体制等

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 自殺対策の推進体制 ..... | 63 |
| 2 策定の経過 .....     | 65 |

### 第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|                |    |
|----------------|----|
| <相談窓口一覧> ..... | 66 |
| <関連施策一覧> ..... | 71 |

(資料)

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 自殺対策基本法 .....      | 84 |
| 2 自殺総合対策大綱(概要) ..... | 91 |
| 3 委員名簿 .....         | 92 |



### 「自殺」と「自死」の使い分けについて

本市では、このやさしいたからづか推進計画（自殺対策計画）を策定するにあたり、できるだけ「自殺」という単語を使わず「自死」へ言い換えることとし、NPO法人全国自死遺族総合支援センターが作成したガイドラインの考え方を参考に使い分けをしています。

「自殺・自死」の表現については、「自殺」という単語が自死遺族の方を更に苦しめてしまうという状況を踏まえ、平成25年(2013年)ごろから他の自治体で「自殺」を「自死」へ言い換える動きが出始めました。一方で、『自死』という言葉を使うことにより自殺のイメージが和らぐため、『自殺予防』という観点からは好ましくないのではないか」という支援団体の意見もあります。また、「生きる価値や意味を見いだせない、自己肯定感を持てずに追い詰められた時の自らの行為は『自殺』だった」という自殺未遂者の重い言葉（出典：NPO法人全国自死遺族総合支援センター「自死・自殺」の表現に関するガイドライン）があるのも事実です。

「自殺」という単語を使わないことで、自死遺族の皆さんの気持ちが少しでも安らぐように配慮することが大切なのは言うまでもありませんが、「自殺」という事の重大さを伝えることが必要であると考えるのであれば、全ての「自殺」という言葉を「自死」に変えるのではなく、使い分けることが必要です。

「自殺・自死」の表現については、自殺対策に取り組む上で、今後も考えていかなければならない課題だととらえています。



## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨（目的）

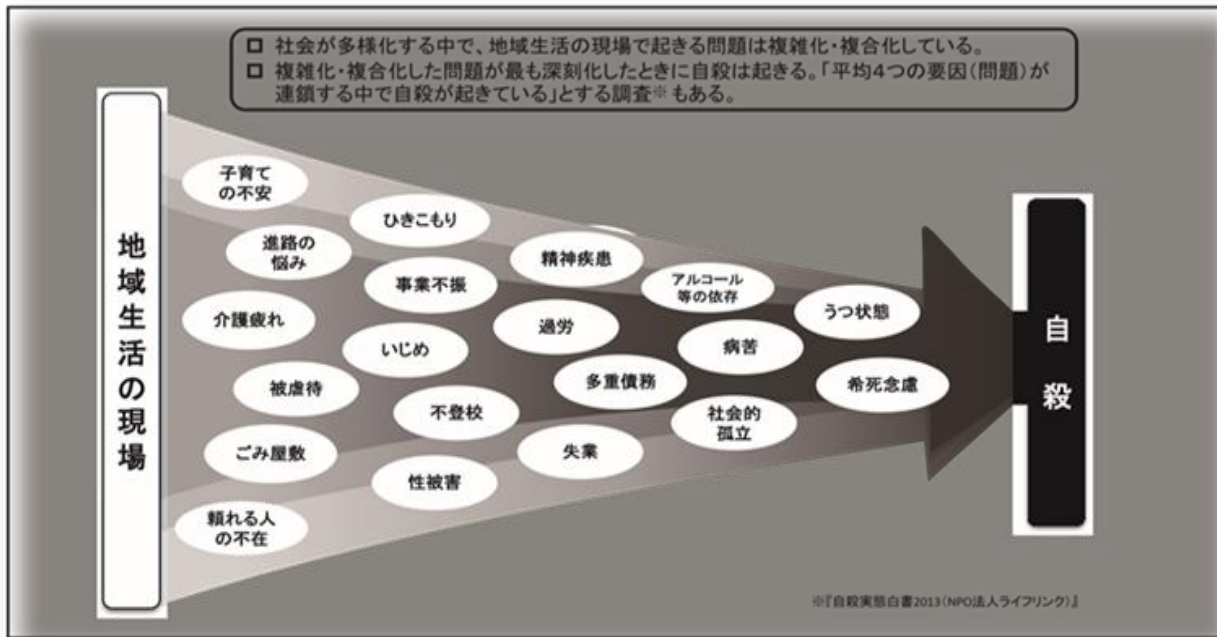
この「やさしいたからづか推進計画」は、本市が行政機関をはじめとする支援機関とともに、自死で亡くなる方が少しでも減るように「どのような取組を行うのか」ということや、自殺対策を推進するための方針等について、総合的に提示するものです。

平成18年(2006年)10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、自殺対策が総合的に推進された結果、全国的な自殺者数の年次推移は減少傾向にありましたが、令和2年(2020年)以降再び増加傾向に転じ、全国の自死で亡くなる方は毎年2万人を超えている状況です。

自殺対策の方向性は、厚生労働省が策定した「自殺総合対策大綱」により示されていますが、その中で、地方自治体は「身近な行政主体」として自殺対策を推進するものとされています。自殺総合対策大綱では、自殺に至る心理について「『様々な悩み』が原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥っている」と示されているため、「身近な行政主体」が「悩みを抱えている方を支援する」ための取組を行い、自殺対策を推進することが重要です。

そこで、「第2章 本市の自殺対策における取組」において、詳細に記載することとしました、本市の既存事業のうち、「悩みを抱えている方を支援する」きっかけとなりうる取組についても自殺対策に関連付けることとしました。（P71「関連施策一覧」）

この計画を策定し、自殺対策を総合的に提示することは、「行政機関をはじめとする支援機関の職員が『自殺対策の取組を行っている』という自覚を持つこと」や「市民に対して広く自殺対策の取組を周知すること」につながると考えています。



（自殺の危機経路イメージ図：出典『自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク発行）』）

また、悩みを抱えている方の悩みに「気づく」ことができた際に、近くにいる方や支援者（支援機関）がこれまで以上に連携して支援を行い、悩みを抱えている方を支援することができるような地域づくりを推進したい（＝やさしいたからづかを推進したい）と考えています。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法（平成28年(2016年)4月1日改正施行）及び国の自殺総合対策大綱（令和4年(2022年)10月14日改定）等を踏まえたものであり、自殺対策基本法第13条に基づく「市町村自殺対策計画」に位置づけます。

なお、宝塚市総合計画、宝塚市地域福祉計画、及び健康たからづか 21との調和の保たれたものとしします。

## 3 計画の期間

本計画の推進期間は令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とし、「自殺総合対策大綱」の見直しが「概ね5年を目途に行う」とされていることから、その見直し内容を踏まえて概ね5年ごとに改定することとします。

## 4 計画の目標（数値目標）

自殺対策基本法で示されているとおり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現が目標です。自殺者数を「0（ゼロ）」にすることを目指して取り組めますが、当面の目標として、第1期計画策定時の「自殺総合対策大綱」や「兵庫県自殺対策計画」の数値目標と同様に、令和元年度（2019年度）から今後10年間で自殺死亡率（人口10万人対）を30%以上減少されることとしており、現在5年が経過したところです。

（計画策定時の本市の自殺死亡率は平成29年（2017年）の16.22となっており、それを30%減少させた11.35を目標とします。これを平成29年（2017年）の本市の人口で換算すると、目標とする自殺者減少数は12人（年間26人以下）となります。）

なお、5年後の計画見直し時に数値目標が未達成の場合には、現状や原因の分析を行い、計画内容に反映させることとしていました。令和4年（2022年）の自殺者数は24人となっており、数値目標は達成したと言えますが、今後も、自死で亡くなる方が少しでも減少するよう自殺対策の取組は継続して行います。

## 5 自殺の現状

### （1）本市における自殺の現状について

本市における自殺の現状について、国が作成した「地域における自殺の基礎資料」の自殺者数を参照し、下記のとおり示しました。本市は「4 計画の目標（数値目標）」で示したとおり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目標としているため、年代等の属性に基づき分類したうえで、今後重点的な支援を必要とする属性を示しています。なお、母数が比較的少ないこと等により、本市のデータだけでは統計的な分析を行うことが難しい場合もあるため、全国的な傾向等を踏まえて作成された「自殺総合対策大綱」等を活用することにより、自殺対策が効果的に行われるように取り組めます。

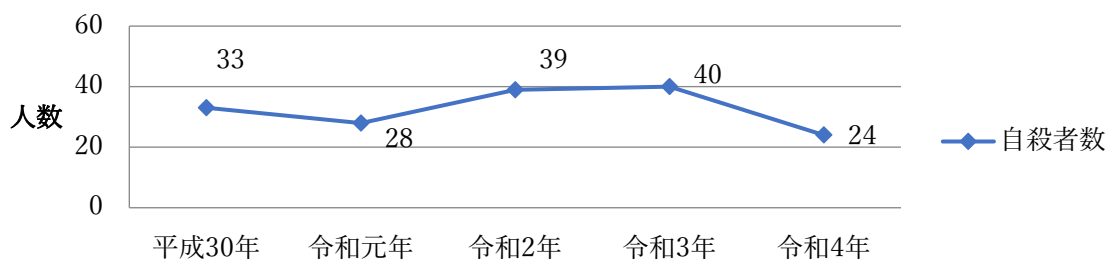
「地域における自殺の基礎資料」の集計方法

地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、厚生労働省自殺対策推進室が、警察庁から提供を受けた自殺データに基づき、全国・都道府県別・市区町村別自殺者数について再集計しました。

(出典：厚生労働省ホームページ「地域における自殺の基礎資料」の利用に当たって)

(2) 自殺者数の推移

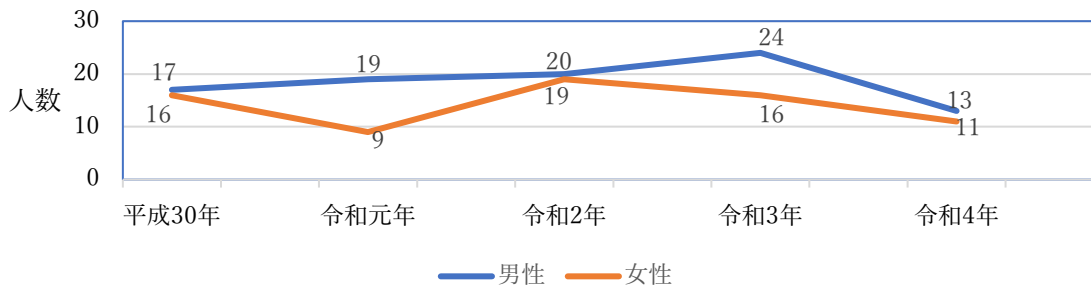
表1 自殺者数の推移（宝塚市）



令和2年(2020年)と令和3年(2021年)については、新型コロナウイルス感染症の流行時期であり、自殺者数は例年より多い状況でしたが、令和4年(2022年)は一転して減少しています。今後も減少傾向が続くよう、積極的に対策を推進していきます。

## (3) 男女別自殺者数

表2 男女比について（宝塚市）



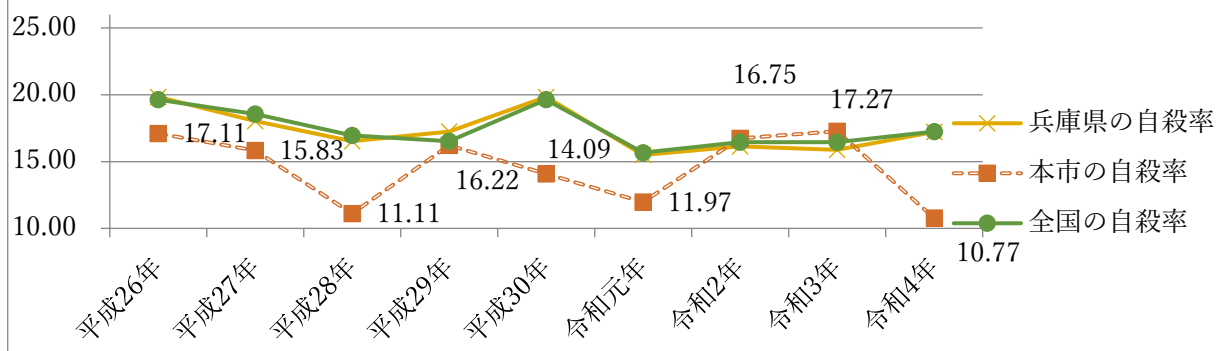
※ この表における男女は、生物学的な意味での男女であり、いわゆる性自認の性とは異なっている可能性もあります。

自殺者数を男女別に見ると、毎年、男性の方が多い状況が続いています。令和4年(2022年)については、ほぼ同数になっていますが、全国的には女性の自殺者は増加傾向にあり、今後も推移を注視していく必要があります。

## (4) 自殺死亡率の推移（全国、兵庫県との比較）

（※自殺死亡率は人口10万人対です）

表3 自殺死亡率の推移（宝塚市）



平成29年(2017年)以降、全国や兵庫県の自殺死亡率と同水準もしくは低い水準で推移しています。しかし、令和4年(2022年)の自殺者数の減少が今後も続いていくのか、経過を注視する必要があると考えており、引き続き自殺対策を積極的に推進する必要があります。

## (5) 年代別の自殺者数の推移と割合

(20歳代以下(0歳～29歳)、60歳以上の推移と割合)

表4 年代別の自殺者数の割合(宝塚市)

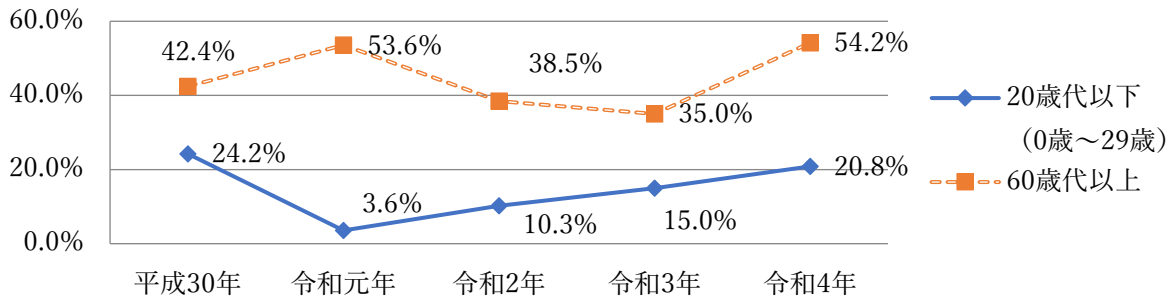
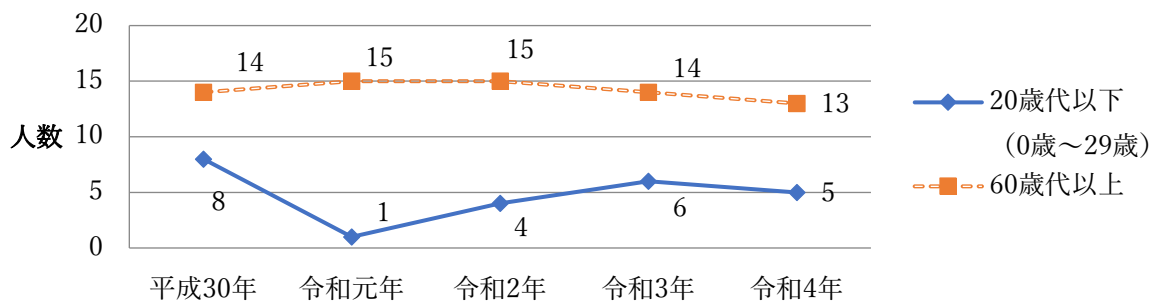


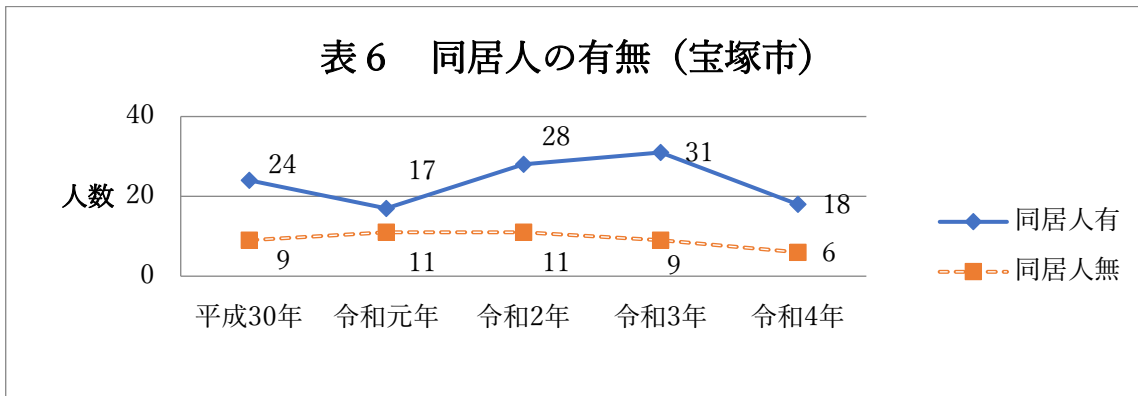
表5 年代別の自殺者数の推移(宝塚市)



平成30年(2018年)から令和4年(2022年)までの60歳以上の自殺者数の割合は、約40%から50%となっており、今後も「高齢者への支援」を重点施策として、自殺者数の減少につながるよう取り組む必要があります。

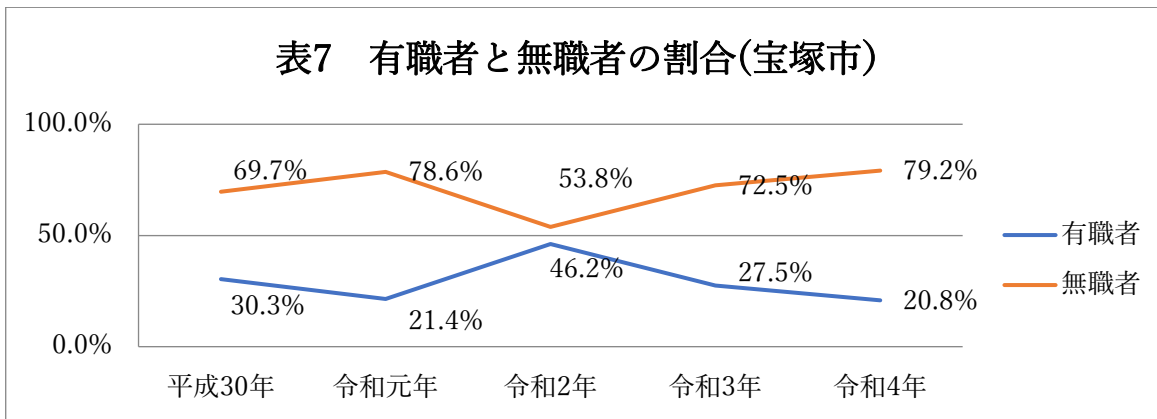
また本市において20歳代以下(0歳～29歳)の割合は、令和元年(2019年)以降は、右肩上がりとなっています。全国的に近年、若者の死因の1位が「自殺」となっていることや、令和4年(2022年)には小中高生の自殺者が過去最多になっていることなど、「子ども・若者への支援の推進」についても引き続き重点施策とする必要があります。

## (6) 同居人の有無



各年の増減はありますが、5年連続で「同居人有」の人数が「同居人無」の人数を上回っています。同居人がいても「悩み」を抱えたままになっていることも考えられ、相談窓口の周知に加えて、周囲の人の「気づき」の力を高める必要があります。

## (7) 有職者と無職者の割合

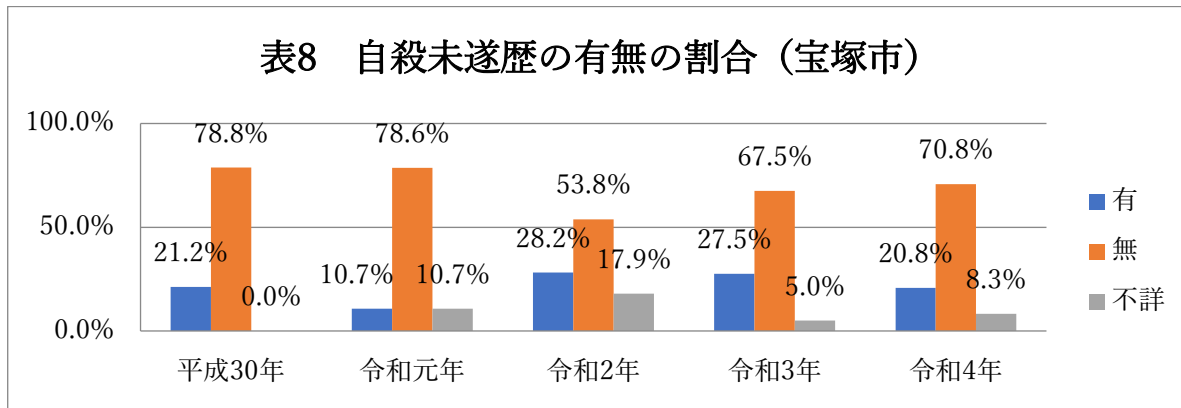


「有職者」と「無職者」の割合は、全ての年において有職者の割合が低くなっていますが、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年(2020年)は「有職者」と「無職者」の割合の差は減少しました。しかし、令和3年(2021年)以降は、再びその差は大きくなっています。

有職者については、パワーハラスメントが社会問題となっているほか、仕事の失敗、職場の人間関係、雇用が不安定などの不安、悩みがストレスにつながっている可能性があり、支援は不可欠です。今後も重点施策として「勤務・経営問題に関わる自殺に対する対策の推進」を図ることにより「有職者」の支援を行うとともに、「生活困窮者を支援する制度等と自殺対策の取組との連動性の向上」を図ることにより「無職者」の支援を行う必要があります。



## (8) 自殺未遂歴の有無



本市の自殺未遂歴有の割合は20%台で推移しており、積極的な未遂者支援が必要と考えられます。P27「基本施策4（2）自殺未遂者等への支援」で後述しているとおり、医療機関を含めた関係機関による連携体制をより強化し、ネットワークづくりにより、継続的な支援が提供できるよう推進します。

## (9) 本市の自殺未遂者への支援

集計を取り始めた令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)11月末現在の自殺未遂者支援人数は、合計で77人となっており、内訳としては女性が61人、男性が16人となっています。年代は40歳代が最も多く、次いで10歳代となっていますが、他の世代も10歳代と大きく変わらない人数となっています。

また、最も少ないのは60歳以上で5人となっています。これは60歳以上の方が自殺行為に及んだ際には、未遂に留まらず、既遂に至ってしまっているということも考えられるため、特に高齢者については、行為に及ぶ前に変化に気づき、声を掛けていく必要があると考えています。また、男女別では約8割が女性であることが特徴的であり、女性に対する支援を充実させることが、自殺者の増加防止に繋がるとも考えられます。

一方で、中高年男性の自殺者が例年全国的に一番多いということを考えると、男性は相談などの支援を求めにくい傾向にある、もしくは一度の自殺行為で既遂に至ってしまっている可能性が高く、そういった男性への支援についても充実させていく必要があると考えています。

自殺未遂者への支援を行う際の連携先としては庁内の関係部署だけでなく、医療機関、宝塚健康福祉事務所（保健所）、児童相談所、地域包括支援センター、相談支援事業所などに拡がっており、専門職を中心とした継続的な支援を心掛けています。

## ○宝塚市自殺未遂者支援人数・男女別

(令和3年度～令和5年度11月末現在 累計)

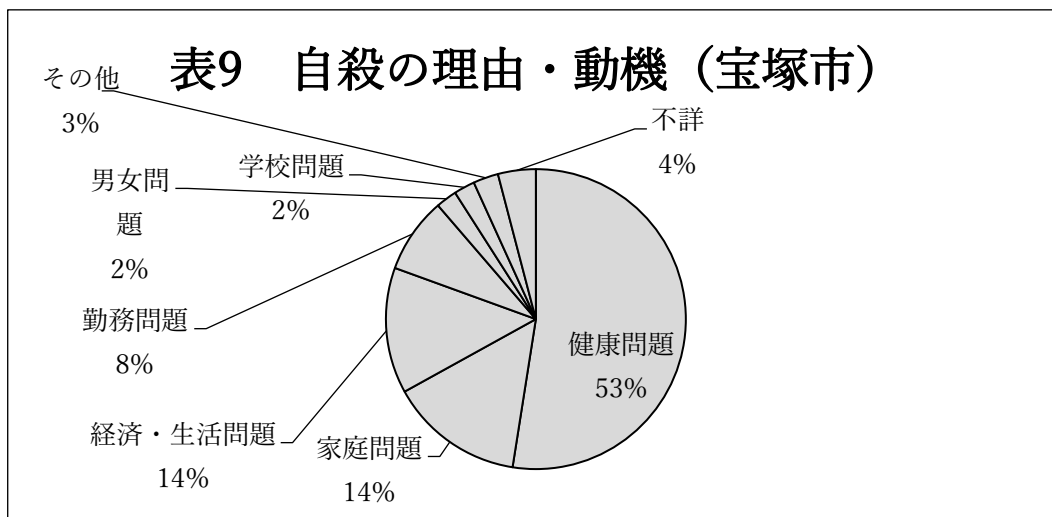
| 男性  | 女性  | 計   |
|-----|-----|-----|
| 16人 | 61人 | 77人 |

## ○宝塚市自殺未遂者支援人数・年代別

(令和3年度～令和5年度11月末現在 累計)

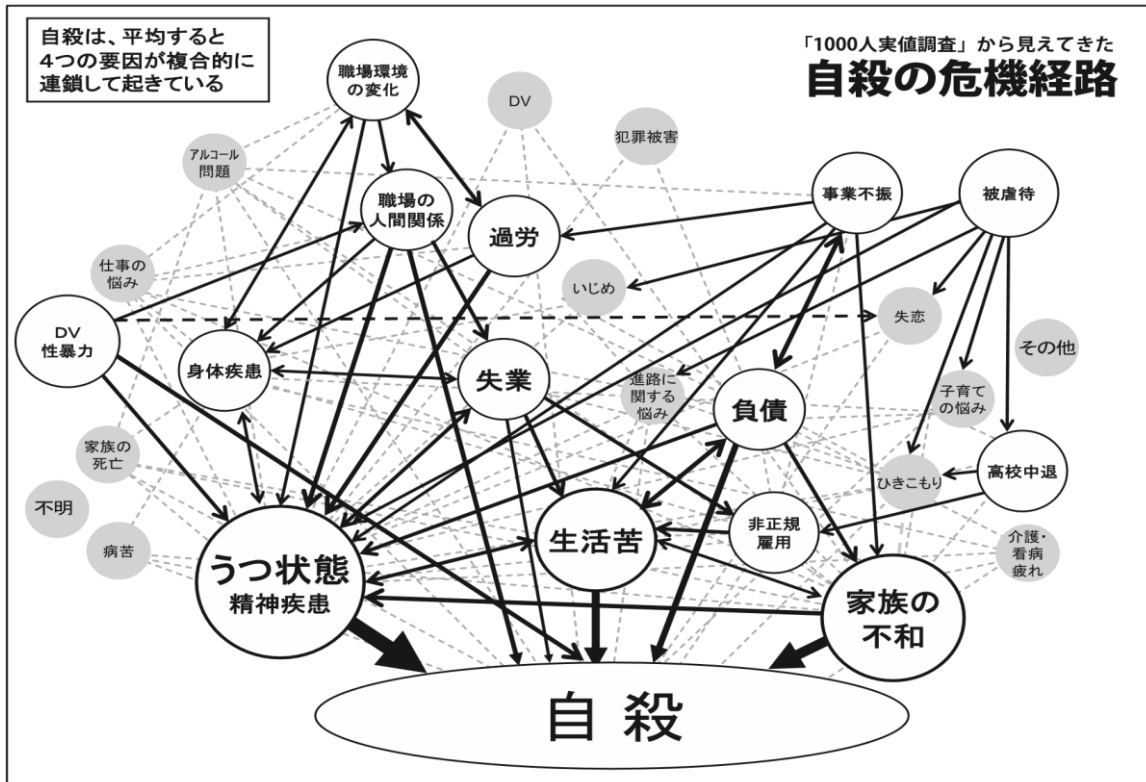
| 10歳代 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳以上 | 計   |
|------|------|------|------|------|-------|-----|
| 15人  | 13人  | 10人  | 23人  | 11人  | 5人    | 77人 |

## (10) 自殺の理由・動機



平成30年(2018年)から令和4年(2022年)までの自殺者の理由・動機については、全国的な傾向と同様に「健康問題」が最も多く、続いて「家庭問題」「経済・生活問題」となっています。

それぞれの悩みに合わせた相談窓口が設置されているということを積極的に周知し悩みを抱えている人や周りの人が相談できるように取り組む必要があります。



（自殺の危機経路イメージ図：出典『自殺実態白書2013年（NPO法人ライフリンク発行）』）

## 6 第1期計画の総括【令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度)】

前述のとおり、令和4年(2022年)の本市の自殺者数は24人となっており、年間26人以下としていた、第1期計画当初の目標値を一時的に達成していますが、引き続き自殺者ゼロを目指して取り組む必要があります。

全国の自殺者数は、令和元年(2019年)まで減少傾向でしたが、令和2年(2020年)には増加に転じ、令和4年(2022年)まで増加が続いています。本市でも、令和2年(2020年)に自殺者が増加したことは全国と同じ傾向でしたが、令和3年(2021年)はほぼ同数で、令和4年(2022年)には大きく減少しており、全国の傾向とは異なっています。

令和2年(2020年)・令和3年(2021年)に自殺者数が増加したことについては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が少なからずあったのではないかと推察しています。

また、本市の特徴的で大きな数字となっている、60歳以上の自殺者数については、全国では増加しているとはいえ、こちらも全国の傾向とは異なっています。今後も、全国の傾向については、注視していく必要がありますが、本市の傾向に合わせた対策が必要であると考えています。

## 第2章 本市の自殺対策における取組

### 1 基本方針

この計画の基本方針は、「自殺総合対策大綱」で示されている「自殺総合対策の基本方針」を踏まえ、本市が自殺対策を推進するために必要な「基本的な考え」を示したものです。

自殺対策に関連している施策については、P66「第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策」のとおり示しています。施策の一覧についても、この基本方針を踏まえて整理しています。

基本方針1 自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進します

(1) ひとりひとりの「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」増やす取組を推進します

個人においても社会においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなります。そのため、自殺対策として「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行います。

(2) 社会全体の自殺リスクを低下させます

WHO（世界保健機関）が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」だと明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死だということが、世界の共通認識となっています。なお、本市でも、平成30年(2018年)5月に実施した「健康たからづか21アンケート調査（以下「健康たからづか21調査」という。）」によると、「自殺は個人の問題であり自由であると思うか」という問いに対して、約60%の方が「そう思わない」と回答（約12%がそう思うと回答）しており、本市でも「自殺は個人の問題ではない」と考えている方が半数以上となっています。

健康問題、経済・生活問題、家庭問題等、自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能となります。

また、健康問題や家庭問題等、一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談により解決できる場合があります。

基本方針2 関連施策との連携による総合的な対策を推進します

(1) 様々な分野の生きる支援との連携を強化します

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにし、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

こうした連携による取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されつつあります。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

(2) 地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を強化します

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図ります。

地域共生社会の実現に向けた施策は、市内の包括的な支援体制の整備を図ること、市民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策に関連する取組と共通する部分が多くあり、両施策を一体的に行うことが重要です。



(3) 医療、保健、福祉、教育等の各関係機関の連携を強化します

自殺の危険性の高い人を早期に発見し医療機関につなぐ取組に合わせて、医療機関で自殺の危険性が確認された際には、地域における様々な分野の相談機関につなぐことが必要となります。自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的に対応するため、医療、保健、福祉、教育等の各関係機関の連携を強化するための体制を整備し、医療機関に対して、地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する情報提供を行います。

基本方針3 自殺対策に係る個別の施策をレベルや段階に応じて整理し、推進します

(1) 「社会制度」「地域連携」「対人支援」の3つのレベルがあることに着目し、支援を推進します。

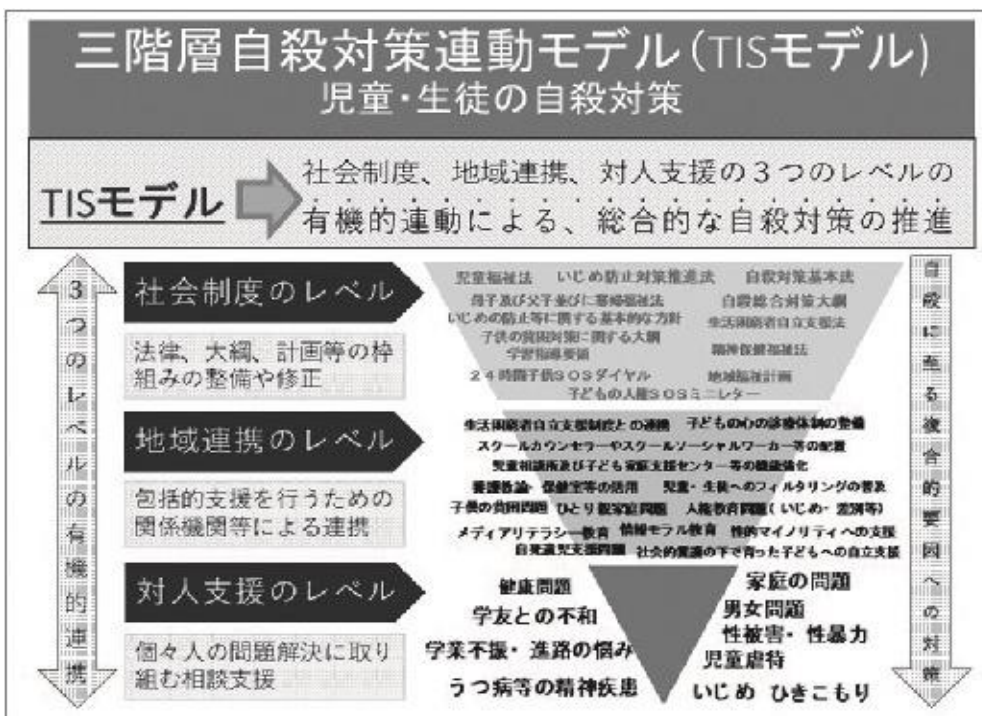
自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて整理し、これらを連動させることで、総合的に推進するものとします。

ア 社会制度：計画等の枠組みの整備や修正を行います。

イ 地域連携：複合的な問題を抱える人に包括的な支援を行うために関係機関の連携を行います。

ウ 対人支援：個人の問題解決に向けて、相談支援を行います。

(三階層自殺対策連動モデル：自殺総合対策センター作成)



(2)「事前対応」「自殺発生の危機対応」「事後対応」の3つの段階があることに着目し、支援を推進します

ア 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発、自殺の危険性が低い段階での取組を実施します。

イ 自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺に至らないようにします。

ウ 事後対応：不幸にして自殺や自殺未遂行為が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないようにします。

(3)「事前対応」より前段階の支援として、「SOSの出し方に関する教育」に加えて、「子どものSOSをしっかり受け止める」ための取組を推進します

「相談窓口（連絡先）」や「助けを求めてもよい」ということを知らなかったために支援につながらず、結果として自殺に追い込まれることが少なくありません。そこで、「SOSの出し方教育」により「命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか」ということを学ぶと同時に、「つらいときや苦しいときには助けを求めてもよい」ということを学びます。

加えて、「子どものSOSをしっかり受け止める」ための取組を推進し、「小さなSOS」や「小さな変化」に周りの人が「気づく」ことができるよう、研修や組織をあげての取組を行うとともに、周知や啓発を行います。





基本方針4 実践と啓発を両輪として推進します

(1) 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という理解を深めるための啓発を行います

平成28年(2016年)10月に厚生労働省が実施した意識調査の結果、国民のおよそ20人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しており、また、「健康だからづか21調査」によると、「本気で自殺したいと考えた経験があるか」という問いに対して、約14%の方が「考えたことがある」と回答していることから、自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題ということが分かります。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが必要であるということが、社会全体の共通認識となるよう、周知や啓発を行います。

(2) 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進します

精神疾患や精神科医療に対する偏見は依然として残っていることから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくありません。特に、自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題を深刻化しがちだと言われています。

身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く「気づき」、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、周知や啓発を行います。

基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進します

自殺対策が最大限にその効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。

「自殺総合対策大綱」においては、地方公共団体の役割として「国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する」と示されており、「自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待」されています。

## 2 施策体系

本市の自殺対策関連施策の整理にあたっては、国の「いのち支える自殺対策推進センター」（旧自殺総合対策推進センター）が策定した「地域自殺対策政策パッケージ（平成 29 年(2017年)12 月策定）」の考え方を参考に策定しています。それぞれの施策が重要であるため、重要度に差がある訳ではありませんが、特に「(2) 重点施策」については重点的に取り組む必要があると考えています。

### (1) 基本施策

「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされているものです。基本施策は、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」で構成されており、本市で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組となっています。

### (2) 重点施策

基本施策と同じく「地域自殺対策政策パッケージ」の重点パッケージや「自殺総合対策大綱」の内容に基づき、「子ども・若者」「勤務・経営」「生活困窮者」「高齢者」「<sup>がい</sup>障害者」「性的マイノリティ」に関わる支援を重点施策として定めてきました。

令和4年(2022年)10月14日に閣議決定された、「自殺総合対策大綱」では、「女性への支援」を重点施策に加えていること、また本市においても自殺に係る相談者の多くが女性であることから、本計画から「女性」に関わる支援を重点施策に追加することとしました。

### (3) 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

悩みをお持ちの方の相談窓口を一覧にして掲載しました。また、本市において既に行われている様々な事業を自殺対策と関係付けて推進するために、全庁的な調査（事業の棚卸し）をしたうえで体系的に整理し、一覧にしています。

このように施策の体系を定めることで、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進します。

### 3 基本施策

国の「いのち支える自殺対策推進センター」（旧自殺総合対策推進センター）が策定した「地域自殺対策政策パッケージ」の中の基本パッケージには、「全国的に実施されることが望ましい施策群」が示されているため、これに沿って本市の基本施策を定めました。

#### 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。地域におけるネットワークの強化を推進するために、市役所内等のネットワークの強化、専門職が連携することによるネットワークの強化、地域の支援者等とのネットワークの強化を行います。特に、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしができるよう、医療・福祉（介護）・予防・住まい・生活支援・社会参加・地域の助けあい等が一体的に提供される支援体制の構築を目指します。

#### （1）市役所内等のネットワークの強化

##### ア 宝塚市自殺対策推進本部の設置

市長が本部長、副市長が副本部長を務め、庁内の全部局の長が委員となる推進本部を設置します。本市の自殺対策が全庁的な取組となるように推進し、全職員が自殺対策に携わっていると自覚するように取り組みます。

##### イ 宝塚市自殺対策庁内連絡会議の開催

市役所の関係課が連携し、市役所内のネットワークの強化を図るため「宝塚市自殺対策庁内連絡会議」を開催します。

##### ウ 宝塚市自殺対策推進会議の開催

自殺対策を総合的に推進するため、外部の有識者等で構成されている「宝塚市自殺対策推進会議」を開催します。

### エ 作業部会の設置

必要に応じて「宝塚市自殺対策庁内連絡会議」に作業部会を設置し、課題解決に向けて取り組むことを通じてネットワークの強化に努めます。なお、作業部会には市役所内の関係課職員だけでなく、市内の関係機関職員等も参加することとします。

### オ 関係機関の連携強化に向けた研修の実施

様々な分野における関係機関の連携を更に強化していくため、自殺対策の推進についての研修会等を実施します。

### カ リスクアセスメントシート（仮称）の作成と活用

庁内で複数の関係課が支援を行う時に、聞き取った内容を適切に情報共有（本人同意がある場合）するため、共通の様式（リスクアセスメントシート（仮称））の作成と活用を検討します。連携強化作業部会において、検討を重ねており、作成時の活用方法や他の方法も含め、より適切に支援と繋がる仕組みづくりについて、今後も検討していきます。

## （2）専門職が連携することによるネットワークの強化

自殺対策については、専門職による支援が行われることも多く、それぞれが緊密な連携を行う必要があります。市内に配置されている専門職のうち代表的な職種について記します。市役所等の行政機関、医療・福祉機関、教育機関等に配置されている専門職が中心となり、地域の関係機関や民生委員・児童委員等と組織的な連携を図り、自殺対策を推進します。

### <医療・福祉・教育の専門職>

#### ア 医師

医師は、医療及び保健指導を<sup>つかさど</sup>掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、国民の健康な生活を確保する医療職です。「自殺総合対策大綱」には、自殺対策において「精神疾患患者等は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、かかりつけの医師等に対して地域における様々な分野の相談機関や支援策に関する情報提供を行い、支援につなげること」の必要性が示されています。

## イ 薬剤師

薬剤師は医薬品全般について、幅広い知識を持つ「薬」の専門家です。

薬局や医療機関で処方箋に基づく調剤や患者への服薬指導を行うほか、一般用医薬品すべての薬を販売したり、相談にのることができます。

また、小、中、高校生及び市民に対する「薬物乱用防止活動」など薬に対する啓発活動を行っています。

皆が正しく、薬について理解することで、過量服薬などを防ぐなど、自殺予防として薬剤師が果たす役割は大きいとされています。

## ウ 保健師

保健師は、市民の健康に対して個人や家族を支援し、その生活背景を踏まえながら、地域とともに健康づくりを行う、公衆衛生の専門職で、市役所等に配置されています。市内において、保健師は市役所（健康福祉部、子ども未来部等）、兵庫県宝塚健康福祉事務所、地域包括支援センター等に配置されています。

市役所に配置されている保健師は、健康診査や家庭訪問の中で行う健康相談や育児相談において、生活習慣病等の疾病の発生や重症化の予防、介護や子育てなどに関連する潜在的な健康問題に対して、予防的な立場で健康情報を提供し、必要な場合は、関係機関に連絡し、支援内容を調整しています。

## エ 精神保健福祉士

精神保健福祉士は、精神障害<sup>がい</sup>者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって相談に応じ、助言等の援助を行う福祉専門職です。うつ病等の精神疾患を原因とする自殺者数は多いと考えられており、精神保健福祉士が担う自殺対策の役割は大きいとされています。

市内において精神保健福祉士は市役所（健康福祉部等）、相談支援事業所（障害者<sup>がい</sup>支援）、地域活動支援センター（障害者<sup>がい</sup>支援）等に配置されており、主に相談業務を行っています。他機関や他の専門職との連携についても、積極的にその役割を担うこととなっています。

「自殺総合対策大綱」には、「精神保健医療福祉施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めとした地域に配置するなどの社会的な仕組みを整えていく」ことの必要性が明記されています。



## オ 社会福祉士

社会福祉士は、福祉における専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の<sup>がい</sup>障害があること等により、日常生活を営むのに支障がある方の相談に応じ、助言等の援助を行う福祉専門職です。

市内において、社会福祉士は市役所（健康福祉部等）、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援制度窓口、宝塚市社会福祉協議会、病院等に配置されており、主に相談業務を行っています。他機関や他の専門職との連携についても、その役割を担うこととなっています。また、学校現場では社会福祉士がスクールソーシャルワーカーとして配置されています。

## カ 教職員

学校現場では、教職員が保護者等よりも先に子どもの悩みに「気づく」こともあり得るため、自殺対策を推進するうえでの役割は非常に大きいと考えられます。特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、校内にいじめ防止対策委員会や教育支援委員会等を設けて組織的に対応し、複数の目による状況の見立てを行っています。これらの校内組織は、校長、教頭その他、生徒指導担当者、養護教諭等により構成されています。

また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察経験者等が参加し、組織として解決に向けた取組を行っています。その際、学校外の機関として、上記の医療・福祉の専門職や警察等とも積極的に連携し、適切な支援を行います。

### スクールカウンセラー

心の専門家として子どもたちの心の相談を行います。また、教職員が子どもの心の理解やケアについて正しい知識を持つことができるよう研修を行います。心の相談や研修等の取組によって、学校における相談活動の充実を図り、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図ります。

### スクールソーシャルワーカー

子どもが直面している様々な問題（いじめ、不登校、虐待、貧困など）に対して、環境を調整することで、子どもを支援する社会福祉の専門職です。子どもだけでなく、家族や友人、学校、地域など子どもに影響を及ぼしている周囲の環境に働きかけて、問題解決を図ります。



### （3）地域の支援者等とのネットワークの強化

地域の支援者が悩みを抱えている人に「気づいた」際に、適切な相談窓口につなぐことができるように、支援機関（相談窓口）と地域の支援者等とのネットワークの強化に努めます。各相談窓口の情報を民生委員・児童委員等の地域の支援者に周知します。

#### 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺を予防するためには、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成を行う必要があります。そのためには、市職員をはじめとした関係機関職員に向けた研修や、地域の支援者をはじめとした「市民」に対しても、誰もが早期に「気づく」ことができるよう、必要な研修の機会の確保が求められます。

また、「基本方針1」で記載しているような「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やすことができるための支援を積極的に行うことができるように、それぞれの研修において内容を検討することとします。

### （1）市職員をはじめとした、様々な職種を対象とする研修

#### ア 市職員向けゲートキーパー養成講座の開催

市役所の窓口等で行う各種相談や、税金・保険料等の納付相談を担う職員が、自殺のリスクを抱えた市民に「気づく」ことにより、支援につながることであります。自殺問題に関する正しい知識を得て、自殺のリスクを抱えた市民に「気づき」、声をかけ、話を聞くことができるように、基礎的なゲートキーパー養成講座を行います。段階的に、全ての職員が1回以上受講することとします。

#### イ 専門職向けゲートキーパー養成講座

「基本施策1（2）」で示したとおり、自殺対策においては専門職が支援を行うことも多く、専門職に向けた研修も必要となります。関係機関（市役所も含む）で支援等を行う専門職等が、支援の対象者だけでなく、その家族等の悩みにも「気づき」、支援を行うことができるようになるため、専門職向けゲートキーパー養成講座を行います。

#### ウ 社会福祉主事（ケースワーカー）向けゲートキーパー養成講座

市職員のうち福祉事務所で社会福祉主事（ケースワーカー）として配置されている者や、過去に福祉事務所で社会福祉主事（ケースワーカー）として配置されていた経験がある者は、「基本施策1（2）」で示した専門職ではなくても、その経験を生かすことで自殺対策を支える人材となり得ます。より実践的な支援の方法を身に付けて、悩みに「気づき」、支援につなぐことができるように、社会福祉主事（ケースワーカー）向けゲートキーパー養成講座を行います。

#### エ 自殺対策関連施策従事者研修

前記の養成講座を受講した者のうち、実際に窓口等で自殺対策関連施策（第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策）の従事者（担当者）として自殺対策に関わる者や、各職場で自殺対策を推進する者に対して、自殺対策関連施策従事者研修を行うことを予定しています。従事者（担当者）として研修を受けることに加えて、相談者等が自殺既遂に至った場合も想定し、従事者（担当者）がお互いを支え合う事ができるようになるための研修を行います。

(2) 地域の支援者をはじめとした「市民」に対する研修

ア 地域の支援者をはじめとした市民向けのゲートキーパー養成講座の開催

地域の支援者等が支援を行う中で「気づく」ことができるようになるよう、市民向けのゲートキーパー養成講座を開催します。特に、日頃から市民への見守り活動等に尽力している民生委員・児童委員等に対して、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、それぞれの自尊感情を高めさせるなど地域での「生きるための包括的な支援」につなげます。

ゲートキーパー

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。

1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。（出典：厚生労働省）



### 基本施策3 市民への啓発と周知

「はじめに」のページでも記したとおり、悩みを抱えている方が、その悩みを相談できるように支援することが重要です。そのためには、相談体制の構築や、人材育成が必要ですが、それらに加えて、相談窓口の場所や開設時間、対象者や対応する相談内容を周知できていなければ、実際の支援につながりません。そのため、啓発と周知についても様々な方法を用いて積極的に取り組むこととします。

#### (1) リーフレット等の作成と周知

##### ア リーフレット（「やさしいたからづか推進計画」）の作成と配布

この計画の趣旨が書かれたリーフレットを作成し、市役所等の関係機関だけではなく、市内の各種施設や店舗等、市民の手に届きやすい場所に設置します。リーフレットには相談窓口の情報を掲載し、「自殺対策」と大きく書かれていないリーフレットも作成することで、悩みを抱えている方が構えずに相談できるようにします。また、「大切な方を自死(自殺)で亡くされた方へ」に対しては、自死遺族が相談できる窓口を記載したリーフレットを<sup>がい</sup>障害福祉課に設置しており、必要に応じて窓口で手渡すようにします。

##### イ やさしいたからづかカードの設置・配布

相談先を二次元コードにして載せた、名刺サイズのカードを作成し、関係機関・公共施設等に設置・配布し「生きづらさを感じている人」等が相談先に繋がっていけるよう促していきます。

##### ウ 「自殺予防週間（9月）」における啓発活動

自殺予防週間に行う啓発活動でリーフレット等を配布し、相談窓口の周知や自殺対策に関する制度の周知を図ります。

##### エ 「自殺対策強化月間（3月）」における啓発活動

自殺対策強化月間に行う啓発活動で、リーフレット等を配布し、相談窓口の周知や自殺対策に関する制度の周知を図ります。

オ 地域の様々な会議で行う情報提供

市や社会福祉協議会等が主催となって行う会議だけでなく、地域の様々な会議でリーフレット等を配布することにより、相談窓口の情報等の周知を図ります。

カ 理容室・美容室におけるリーフレット等の設置

理容室や美容室では、客として訪れた市民がリラックスし、悩みを打ち明けることも少なくないとのことです。自殺対策に協力してもらえる理容室や美容室に依頼し、悩みを持った客にリーフレット等を手渡していただきます。

(2) 講演会の開催

「自殺対策強化月間」における講演会

3月の自殺対策強化月間に合わせて、講演会を開催し、市民の自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。

(3) 広報たからづかやホームページを活用した啓発活動

ア 広報たからづかの活用

自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、広報たからづかで自殺対策関連の記事や相談窓口の情報等を掲載することにより、市民に対する施策の周知と自殺問題への理解の促進を図ります。

イ ホームページを通じた情報発信

自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、市のホームページを活用し、啓発と情報の発信に努めます。

(4) 地域や学校と連携した情報の発信

ア 自治会を通じた情報発信

自治会へ回覧板等で情報発信を行うことにより、悩みがある方への相談窓口や相談支援の体制について、周知を行います。

## イ 学校を通じた情報発信

学校で児童生徒にリーフレットを配布し、主に保護者に対して情報を発信します。

### 自殺予防週間

当該期間中（毎年9月10日から16日）における集中的な啓発事業等の実施を通じて、自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について国民の理解の促進を図ることを目的とするものです。（出典：厚生労働省ホームページ）

### 自殺対策強化月間

様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、国の自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定し、月別の自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と決めました。

（出典：厚生労働省ホームページ）

## 基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。国の「いのち支える自殺対策推進センター」（旧自殺総合対策推進センター）が策定した「地域自殺対策政策パッケージ」を踏まえ、「生きることの促進要因への支援」につながるよう、居場所づくり、自殺未遂者への支援、家族を自殺で亡くした遺族（自死遺族・自死遺児）等への支援を推進します。

### （1）居場所づくり

孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象とした、孤立を防ぐための居場所づくりを行います。居場所づくりの取組のうち、代表的なものは次のとおりです。



ア ふれあいいきいきサロン（高齢者の居場所づくり）

地域の高齢者等が集い、交流し、見守り、支えあう活動を行うことができる「場」をつくり、交流や生きがいの機会提供、不安や寂しさの解消、地域の見守りを行います。

イ 思春期ひろば事業（若年者の居場所づくり）

地域の協力を得ながら、不登校やひきこもりに悩む当事者や保護者が気軽に集うことのできる居場所を提供しています。

ウ 児童館の運営（子ども・保護者の居場所づくり）

市内のコミュニティブロックごとに児童館を整備し、学校や家庭ではない第三の居場所として、子どもが安全で自由に集える居場所づくりを実施しています。また、乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置しています。

エ 中央図書館及び西図書館の取組（全世代の居場所づくり）

図書館は、多様な市民ニーズに応えるべく図書、資料の収集と提供、調査相談業務を行っています。また、あらゆる世代の方が気軽に行くことができ、自由に長時間滞在できる施設として広く認知されています。こうしたことから自殺対策の役割を担う居場所としての機能も備えていると考えることができます。

（2）自殺未遂者等への支援

自殺未遂者への支援は自殺対策において重要な取組の一つであり、特に自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題です。

救急搬送された自殺未遂者が適切な医療ケアを受けられるよう、救急医療機関と行政との連携体制や、行政間の連携体制だけではなく、警察や消防も含めた連携体制を構築することが必要です。

また、救急医療機関における治療を受けた後、地域で生活できるように、医療機関によるケアに加えて、支援機関による自殺未遂者の抱える「悩みを解消するための支援」が必要となるため、医療機関と支援機関が連携し、本人や家族に対して継続的な支援を行うためのネットワークづくりが重要です。

## ア 市の取組

市の取組については、主に健康福祉部局で自殺未遂者等の支援を行っています。再企図の可能性が高い場合には、その原因に対応した関係課や関係機関と連携して支援を行います。特に、宝塚市立病院や兵庫県宝塚健康福祉事務所との連携については、職員間の連携の意識を高く持ち、より適切な支援が行えるように努めます。

## イ 宝塚市立病院の取組

宝塚市立病院では、自殺未遂による救急搬送患者に対して精神科・心療内科を紹介する等の支援を行っています。かかりつけ医・受診歴が無い患者については本人が希望する地域の精神科・心療内科を紹介しています。現在、精神科・心療内科へ通院中の患者については、患者の同意を得た上で医療ソーシャルワーカーや看護師がかかりつけ医に問い合わせを行い、当院外来受診終了後や退院当日に受診できるよう調整を行っています。

相談機関との繋がりが無い方については、お話を聞かせていただき、適切な相談機関の紹介も行っています。

## ウ 兵庫県宝塚健康福祉事務所の取組

兵庫県宝塚健康福祉事務所は地域保健に関する事や、地域住民の健康の保持及び増進を図るための事業等を行うために、兵庫県が設置しています。精神疾患等により受診や入院が必要な患者に対し、市や関係機関と連携し支援を行っています。また、こころの病気等について精神科医や保健師が相談に応じる「こころのケア相談」（要予約：P66に詳細）を行い、支援につなげています。自殺未遂者等の支援のために、自殺未遂者対策研修会を開催し、支援者のスキルアップを図っています。

(3) 家族を自殺で亡くした遺族（自死遺族・自死遺児）等への支援

ア 家族を自殺で亡くした遺族（自死遺族・自死遺児）等への支援の現状と課題

自殺対策においては事前対応や危機対応だけでなく、自殺が起きた後の自死遺族・自死遺児への支援も重要となります。また、自死遺族・自死遺児の中には、喪失の悲しみだけでなく、周囲からの偏見等による孤独感にさいなまれたり、経済的な負担が生じたりする人もあり、自死遺族・自死遺児を心理面と経済面で支援することも重要となります。

学校で自殺が起きた場合には、自死遺族・自死遺児だけでなく、児童生徒への心理的ケアを視野に入れて対応を行うといった適切な支援が求められます。

イ 家族を自殺で亡くした遺族（自死遺族・自死遺児）等への支援の取組

(ア) 自死遺族への情報提供

自死遺族に対して、相談窓口や自死遺族支援についての情報提供を行うこととしています。本市では、窓口サービス課、各サービスセンター・サービスステーションで死亡届を提出された方へ「おくやみ手続きハンドブック」をお渡ししています。

そのハンドブックの中で、<sup>かい</sup>障害福祉課に相談先のリーフレットを設置していることを周知しています。

(イ) 自死遺族への情報周知

各種相談窓口の情報や相談会の開催等、自殺対策の関連情報を、市のホームページに掲載することで、自死遺族への情報周知を進めます。

(ウ) 学校での取組

自死遺児には、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による心理的ケアを行います。親の自死を防ぐことができなかったという罪悪感にさいなまれないように、寄り添った支援を行います。

また、関係機関等が連携し、各種相談先の情報提供を行うだけでなく、自死遺児が受けることができるサポートについて案内し、手続等の支援を行います。

(エ) 市職員を対象とした研修の実施

自死遺族・自死遺児への配慮や適切な対応についての研修を行います。自死遺族が実際につらい気持ちになったことがある言動を知り、十分に配慮せずに詳しく経緯を聞き出そうとしたり、軽率に励ましの言葉をかけたりすることが無いようにします。

また、人と会ったり、電話で話したりすることがつらい状態であると考えられる場合には、少し時間をおいてから支援を行う等の配慮ができるようにします。

## 4 重点施策

基本施策と同じく「地域自殺対策政策パッケージ」の重点パッケージや「自殺総合対策大綱」の内容に基づき、「子ども・若者」「勤務・経営」「生活困窮者」「高齢者」「<sup>がい</sup>障害者（児）」「性的マイノリティ」に関わる支援を重点施策として定めてきましたが、本計画から「女性」に関わる支援を新たに追加し重点施策として定めました。

### 重点施策1 子ども・若者への支援の推進

#### <子ども・若者への支援の現状と課題>

本市における、過去5年間（平成30年(2018年)～令和4年(2022年)）の自殺者164名のうち、20歳代以下（30歳未満）の自殺者数は24名となっており、全体に占める割合は約15%となっていますが、全国的に見ると20歳代の死因の1位が「自殺」となっていることから、子ども・若者向けの対策を重点施策の一つとして位置づけます。

子ども・若者を支援するうえでは、子ども・若者の特性・特徴を知る必要があります。まず、子どもについては、悩んだり困ったりした際に、それを周りの人に伝える力が弱く、どのように相談していいか分からないことも多いため、周りの人にどれだけ「気づき」の力があるかが重要となります。

「自殺総合対策大綱」では、「SOSの出し方教育」により「学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ」ことの大切さが明記されています。

本市では、この考えに加えて、「SOSの出し方教育」よりも「子どものSOSをしっかり受け止める」ことの方がより必要性が高いと考え、「小さなSOS」や「小さな変化」に周りの人が「気づく」ことができるよう、研修や組織をあげての取組を行うとともに、周知や啓発を行います。

また、若者については、思春期や青年期にかけて、人間関係の多様化、進学や就職、家庭内の問題等により悩みが増えることから、様々な悩みに応じた支援を行うことに加えて、気軽に相談できるように、相談窓口の周知を工夫して行います。

### <子ども・若者への支援の取組>

本市では、子ども・若者の自殺対策の重点施策として以下の取組を推進します。

子どもたち・若者たちが自尊感情を高め「その子らしく・その人らしく」自由に生きていけるように、どのような小さな悩みでも誰かに相談できるように取り組みます。また、悩みを抱えている子ども・若者に「気づいた」学級担任等の教職員や周りの支援者が、その悩みを受け止めようとする際に支援に悩まないよう、個人ではなく組織として取り組むこととします。

子どもの養育に関わる保護者等への相談・各種支援の提供の充実を進めることにより、保護者等の悩みを解消することも、子ども・若者への支援につながると考えています。

#### (1) 子ども・若者への支援を推進します

##### ア 学校におけるいじめの防止、いじめに悩む子どもへの支援

本市では、「宝塚市いじめ防止等に関する条例」により、いじめ防止のための対策に係る基本理念を定めています。また、いじめ防止対策推進法に基づき、「宝塚市いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止やいじめへの対処について規定しています。いじめの相談や通報を受けた際は「いじめ防止委員会」に報告し、組織的な対応を行います。いじめを受けた子どもを守るとともに、いじめを行った子どもを指導し、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した支援を行っています。

#### (ア) 「いじめ防止対策推進事業」(教育委員会学校教育課)

##### ・CAP子どもへの暴力防止プログラム(CAP: Child Assault Prevention)

市立全小学校において、3年生を対象に、子ども自身がさまざまな暴力から自分を守る力を持っていることに気づき、自分自身の大切さや他者を大切にすること、危機的状況においても自分で切り抜けるための知識や方法を学ぶことによって、いじめ・暴力を防止しています。



・いじめ防止対策委員会

「いじめ防止対策推進法」第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、「宝塚市いじめ防止等に関する条例」に基づき設置しています。「宝塚市いじめ防止基本方針」に基づきいじめ防止等のための施策が実効的に行われているかどうか調査を実施しています。

・生徒指導連絡協議会

公立学校生徒指導担当者等により組織し、公立学校児童生徒の生徒指導の充実と強化を図り、研究と対策を講じ、児童生徒の健全な育成を期することを目的としています。

・教員研修

「いじめ防止対策推進法」についての概要や、いじめへのリスクマネジメント等の研修を行うことで教職員のいじめに対する意識の向上、校内組織のさらなる連携強化を図ります。また未然防止・早期発見・初期対応の重要性を考え、いじめを絶対に許さない指導の充実を図っています。

(イ)「生徒指導支援事業」 (教育委員会学校教育課)

・スクールソーシャルワーカーの配置

学校が抱える課題に対し、社会福祉を専門とするスクールソーシャルワーカー（SSW）を中心とするケース会議を行い、児童生徒を取り巻く生活環境を含めた見立て（アセスメント）と手だて（プランニング）を行います。学校や家庭及び関係機関の連携による適切な支援を行うとともに、未然防止・早期対応・早期解決に向けての校内支援体制の強化及び教職員の指導力・対応力の向上を図っていきます。

・生活指導支援員の配置

落ち着いた環境の中で学習や学校生活が行えるように必要に応じて公立学校に配置し、児童生徒への支援を行っています。

イ 不登校児童生徒支援・教育相談

(ア)「教育相談事業」(教育委員会教育支援課)

・心理教育の実施とリラクゼーションの体験

市立学校では心理教育を通して、「①不安や自信のなさは誰もが感じることであり、一人で抱え込まないことが大切であること」「②嫌なことをされると怒りの感情がわいたり、つらいことに会うと悲しくなったりするのは自然であること」を子どもたちが知る機会を設けています。

そして、怒りや悲しみを無理に閉じ込めたり、自分や人を傷つけて発散したりせずに、感情を表現する方法を学びます。また、人には自分の感情を和らげる力があることをリラクゼーションによって体験します。

このような心理教育やリラクゼーションの体験を、各学級で担任がおこなえるよう、毎年、具体的な実施法を新たに提案したり、その際に使用できる絵本を紹介したりします。

(イ)「子ども支援事業」(教育委員会教育支援課)

・子ども支援サポーター配置事業

市立小中学校では保護者同意のもと、集団生活や一斉指導に馴染みにくく、不適応を起こしがちな子どもへの個別的な支援を教室や別室(不登校傾向の子どものための部屋)で行い、子どもが支援者の力を借りながら「学校に居場所がある」という実感を持ち、豊かな学校生活を送ることができるようにします。

・学校園訪問相談事業

市立学校園の要望に応じ、大学教授や医師等の専門家が子どもたちの様子を観察し、担任等と課題を整理したり、支援法を検討したりします。支援者が専門的な視点を持つことにより、子どもも人間関係をつくりやすくなったり、自分を正しく捉えやすくなったりして、自己肯定感の低下を防ぎます。

・スクールカウンセラー配置事業

心の専門家である（臨床心理士・公認心理師）を全公立中学校等に配置し、子どもたちの心の相談に当たっています。また、年2回以上教職員は心の健康の保持に関する内容について研修を行い、カウンセリングマインド<sup>1</sup>を高めています。こうした取組により、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制の充実を進めます。

（ウ）「こころとからだのアンケート」及び個別面談（教育委員会教育支援課）

市立学校において、自分のこころに向き合う「こころとからだのアンケート」を、小学3年生以上の子どもに実施し、外から見ただけでは分からないストレスを抱えている子どもたちの把握を行います。その後、アンケートを介して面談を行い、担任等身近な大人に対して、気にかかっていることや困っていること、今の状況を伝えるとともに、今後、何か困ったら相談しようとする子どもが思えるような関係づくりを進めます。

ウ 非行防止

（ア）「青少年相談事業」（教育委員会青少年センター）

青少年の非行防止・健全育成の一環として、非行防止相談（電話・来所での面談）に応じています。

エ 若者が抱える課題への支援

若者については、思春期や青年期にかけて、人間関係の多様化、進学や就職、家庭内の問題、身体的変化や性的自認のずれによる葛藤などにより悩みが増えることから、学校や教育委員会等の教育機関と、関係機関が連携して支援を行います。

オ 生活困窮世帯の子ども・若者への支援

経済的困難など、生活困窮世帯が抱える様々な問題は、その家庭で成長する子どもや若者が悩む要因となります。そのため、子どもや若者を支援するという視点で、生活困窮世帯への支援を行っています。世帯全体を支援する制度としては、P47の重点施策4に

---

<sup>1</sup> カウンセリングマインド：相手の立場に立って、その人の考えや行動を共感的に理解しようとする、カウンセリング実施時における心がけ。

記載しているとおり、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度があり、教育における支援制度としては、就学援助や奨学金の制度があります。

#### (ア) 就学援助

経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費や学校給食費、校外活動費、修学旅行費等を援助しています。(問合せ先 各学校)

#### (イ) 奨学金

経済的理由により就学困難な学生（大学生等）に対し、修学上必要な資金を給付しています。(問合せ先 教育委員会学事課)

#### カ ICTを活用した周知や支援の検討

子どもや若者はインターネットやSNSを活用して情報を得たり、発信を行うことが多くなっています。相談支援についても、窓口で行うものだけでなく、インターネットやSNS等のICTを活用した支援の検討を行います。

#### キ 相談窓口の周知

子ども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、広報たからづかや市のホームページで相談窓口の周知を行っています。

|                                    |                                                                                      |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育相談<br>教育委員会教育支援課                 | 電話：0797-87-1718<br>(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分<br>祝日及び年末年始は休み、電話相談は随時・<br>来所相談は要予約)        |
| 子どもの悩み相談<br>子どもの権利サポート委員会          | 専用相談電話：0120-931-170<br>(月曜日～金曜日 午後1時～午後7時<br>第1・3火曜日、土曜日 午前10時～午後5<br>時 祝日及び年末年始は休み) |
| 悩みの電話相談（子ども専用）<br>御殿山ひかりの家（24時間対応） | 電話：0797-84-0947                                                                      |

|                                 |                                                                   |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| こころのケア、トラウマの相談<br>兵庫県こころのケアセンター | 電話：078-200-3010<br>火曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分<br>(祝日・年末年始を除く) ※来所相談は予約制 |
| ひょうごっ子悩み相談センター<br>(毎日24時間対応)    | 電話：0120-0-78310                                                   |

※この他に、長期休業前家庭向配布物（教育委員会作成）の中に相談窓口の中に情報を示し、児童生徒・保護者に向けての周知を行っています。

## （2）児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進します

ア 児童生徒が社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を実施します。

### （ア） 「いじめ防止対策事業」（教育委員会学校教育課）

- ・CAP子どもへの暴力防止プログラム【再掲】
- ・いじめ防止対策委員会【再掲】
- ・生徒指導連絡協議会【再掲】
- ・教員研修【再掲】

イ 学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなど「児童生徒が命の大切さを実感できる教育」、「将来に直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育」、「心の健康の保持に係る教育」を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進めます。

### （ア） 「生命の尊さ講座事業」（教育委員会学校教育課）

- ・生命の尊さ講座

市内全中学校において、産婦人科医、助産師、思春期保健相談士等を講師として招聘し「性と生を考える」をテーマに講座を実施し、生命の大切さや両性の尊重、健全な学校生活を送るための正しい知識、妊娠、出産、子育てについて学びます。どのような環境に育ってもそのままの自分でよいと感じられ、自己肯定感を高められるように取り組んでいます。

・赤ちゃん学校へ行こう

子育て中の保護者とその乳幼児を学校に迎え、子育て中の保護者の話を聞いたり、乳児と触れ合ったりすることで、生命の尊さを学びます。自分を大切にするとともに、他人を思いやる気持ちを育てます。

また、幼児に触れ合うことにより、乳幼児への関心を高め、関わり方を工夫できるようにします。

(イ)「小学校体験活動事業」(教育委員会学校教育課)

・環境体験活動

市立全小学校3年生児童が地域の自然に出かけて行き、地域の人々等の協力を得ながら自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然に触れ合う体験型環境学習を継続的に実施しています。

・自然学校

市立全小学校5年生児童が学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、児童が人や自然、地域社会と触れ合い、理解を深めるなど、4泊5日間の長期宿泊体験を通して、自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育成することを目的とし実施しています。

(ウ)「トライやる・ウィーク推進事業」(教育委員会学校教育課)

市立全中学校と市立特別支援学校中学部の2年生が、それぞれの、興味・関心や地域や学校の実態に応じた事業所で様々な体験活動を5日間行う。活動や体験を通して、中学生が自らの生き方を考えたり、社会生活上のルールや倫理感の育成、善悪の判断、自己責任の自覚や自律・自制の心の滋養など「心の教育」を体験する機会としています。

(エ)「部活動推進事業」(教育委員会学校教育課)

市立中学校の運動部・文化部における指導者不足等の諸問題を支援するために、部活動指導員の配置を図り、部活動の充実・発展を期するとともに、生徒の心身の健全な発育・発達を支えています。



(オ)「スクールサポーター事業」(教育委員会学校教育課)

児童生徒の基礎学力の向上を目的として、教職経験者や学生等のスクールサポーターを小・中学校に派遣し、学習補充の支援を行っています。

(カ)「青少年補導事業」(教育委員会青少年センター)

地域の方に青少年補導委員を委嘱し、地域で大人が子どもたちを見守り、声をかけることができる状況をつくり、子どもたちが地域の大人と日常的に交流できる環境作りを行っています。

また青少年補導委員は、学校や青少年センターとも連携しながら活動を行っています。

(3) 子どもの養育に関わる保護者等への支援体制を強化します

子どもの養育に関わる保護者への相談・各種支援の提供の充実を進めます。

ア 児童虐待の防止に向けた対策の充実(家庭児童相談課)

児童虐待に関する通報や子育てに関する電話相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。また子育て家庭ショートステイ、子育て口座の開催など、保護者の負担軽減を図る支援の実施を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。

イ 養育に関する様々な相談機会の提供

(ア) 家庭相談員が、子育てや家庭生活に関して悩みを抱える保護者の相談に応じる際に、自殺リスクの高い保護者を把握した場合には他の専門機関と連携しながら支援を行います。

また、窓口相談に訪れた保護者に対し、相談の内容に応じて適切な相談機関を案内しています。(家庭児童相談課)

(イ) 不登校や発達に関することなど、子どもの教育上の悩みや心配事を抱える保護者からの相談に、心理士等の相談員が来室による面談や電話にて応じます。(教育支援課)

(ウ) 子育て、子どもの発達、学校生活に関することなど、様々な相談に応じどこに相談すればよいかわからない困りごとでも、相談員が話を伺い、一緒に考えます。

相談に対しては、保健師、社会福祉士、教育職、心理職の多職種による検討を行い、必要に応じて、学校園などの関係機関と連携しながら、具体的な支援や環境調整につなげます。(子ども総合相談課)

(4) 児童生徒の健全育成に資する各種取組を推進します

ア 様々な悩みや問題を抱える児童生徒が、必要な支援を受けられるよう、学習の機会を活用した支援を行います。

(ア)「学力向上推進事業」(「たからづか寺子屋事業」)(教育委員会学校教育課)

放課後や長期休業日に、地域人材を活用し、子どもの興味関心に応じた学習を行い、学習意欲の向上や学習習慣の確立、基礎学力の定着・向上を目指しています。

(イ)「スクールサポーター事業」(教育委員会学校教育課)【再掲】

※夏休み等の長期休業中に、学力保障の機会を設け、支援につながる取組をする学校もあります。

(5) 若年無業者への支援の充実を図ります

高校中途退学者及び進路未決定卒業者については、ハローワーク、地域若者サポートステーション、学校等の関係機関が連携し、支援を行います。地域若者サポートステーションでは、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援します。

## 重点施策2 困難な問題を抱える女性への支援の推進

本市の自殺者数は、令和元年(2019年)は28人、令和2年(2020年)は39人、令和3年(2021年)は40人、令和4年(2022年)は24人の計131人であり、そのうち女性は、それぞれ9人、19人、16人、11人の計55人で、全体の42.0%となっています。

令和元年(2019年)から令和4年(2022年)までの自殺者のうち自殺未遂歴が有る者は計30人となっており、男性は16人、女性は14人とほぼ同数ですが、令和3年度(2021年度)に行った自殺未遂者等への支援を行った26人のうち17人が女性、令和4年度(2022年度)は28人のうち女性は21人と共に65%を超えており、男性と比較して多く、女性は各相談窓口につながりやすいことが考えられます。様々な相談窓口を活用し、コロナ禍で顕在化した女性の孤立、予期しない妊娠、子育て負担、経済困窮等の困難な課題を抱え、心の不調をきたす女性への支援、育児負担軽減や経済的困窮への支援に取り組みます。

### (1) 産後うつ<sup>2</sup>や育児不安の状況

妊娠や出産により、妊産婦<sup>3</sup>は心身ともに不安定になりやすく、心の不調や育児不安の状況は、心中、虐待死、子どもの成長発達などに影響しやすいことが知られています。特に、産後うつ病の発症率は約10%と高率で、その半数は妊娠期から発症するとされています。また、妊産婦の死亡原因では自殺が最も多く、正確な数字は把握されていませんが従来の妊婦死亡率の2倍以上あること、自殺の時期は、妊娠初期と産後の二つのピークがあり、予期しない妊娠、産後の周産期のうつ病が大きな要因で、育児不安を抱えていることが考えられます。

本市の妊娠初期の妊婦の状況は、令和4年度(2022年度)の本市の妊娠届出アンケートにおいて、「予期しない妊娠(望まない妊娠)<sup>4</sup>」や「心の不調がある」と回答した割合は2.5%となっています。

---

<sup>2</sup> 産後うつ：出産後、数か月以内に発症するうつ病。気分が落ち込む、不安になる、眠れない等の症状が続き、気力がなくなり、集中力や思考力が低下する。

<sup>3</sup> 妊産婦：妊婦とは妊娠中の女子、産婦とは出産後1年未満の女子

<sup>4</sup> 予期しない妊娠(望まない妊娠)：計画外の妊娠

また、出産後の未熟児訪問<sup>5</sup>、新生児訪問<sup>6</sup>、赤ちゃん訪問<sup>7</sup>において産後うつ病が疑われる人の割合は5.4%で、令和4年度(2022年度)に養育支援ネット<sup>8</sup>により医療機関から情報提供があった243件のうち73件(30.0%)は、産後うつなどの妊産婦の状況により支援を求める内容となっています。

育児不安の状況は、令和4年(2022年)12月から令和5年(2023年)2月に実施した乳幼児健康診査<sup>9</sup>の問診で、「身近に子育てを相談できる人がいる割合」はいずれの健診も97%以上、「身近に子育てを手伝ってくれる人がいる割合」は4か月児で96.8%となっています。

引き続き、妊娠・出産・産後のメンタルケアに注目し、特に産後うつの正しい知識の啓発や、産後うつの可能性がある人を早期に発見し、医療機関の早期受診、家族の協力や子育てサービスの利用により育児負担の軽減を図るなど、早期の把握や継続的に支援を行う体制強化に努める必要があります。

家族が積極的に子育てをサポートすることや、地域資源や産前・産後のサービスを利用し、地域の人々とのつながりの中で、孤立することなく安心して子育てできるよう、地域の子育て支援の情報を提供し、子育て中の親に対する理解を広げていくことが必要です。

#### <市の取組>

##### (2) 妊産婦期・乳幼児期の支援の充実を図ります

安心して子どもを産み育てることができるよう、平成28年(2016年)4月に市立健康センターに子育て世代包括支援センター<sup>10</sup>を開設し、妊娠・出産・産後の育児を切れ目なく支援してきました。令和5年度(2023年度)からは、新たに子ども総合相談課に市内2か所目の子育て世代包括支援センターを開設し、保健師等の専門職が全ての妊婦と面談し、必要に応じて早期に支援を開始しています。

---

<sup>5</sup> 未熟児訪問：身体が未熟なまま生まれた乳児に対する家庭訪問

<sup>6</sup> 新生児訪問：生後28日までの乳児に家庭訪問

<sup>7</sup> 赤ちゃん訪問：生後3か月までの乳児に対する家庭訪問

<sup>8</sup> 養育支援ネット：医療機関からの情報提供により市町から家庭訪問を行う兵庫県内の連携システム

<sup>9</sup> 乳幼児健康診査：4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とする健康診査

<sup>10</sup> 子育て世代包括支援センター：妊娠・出産・産後の育児を切れ目なく支援するための相談窓口で、宝塚市では、平成28年度から市立健康センターに開設している。

健康センターの母子保健事業では、全ての妊婦を対象とする妊婦健康診査費助成事業に加え、令和5年度(2023年度)から全ての産婦を対象とする産婦健康診査事業、経済的な困窮から初回産科受診が難しい妊婦への初回産科受診料支援事業を開始しており、引き続き、健診費用の負担軽減や安心して妊娠・出産する仕組づくりに取り組めます。

また、養育支援ネット事業により医療機関と連携して妊娠期から継続して支援することや、妊婦相談、妊婦訪問、産前・産後サポート事業を活用し、出産後まで切れ目なく支援します。

出産後は、新生児訪問、赤ちゃん訪問、産後ケア事業を実施し、全ての産婦に産後うつ病のスクリーニングを行い、心の不調を抱えやすい産婦を早期に発見して体調や育児の相談に応じ、受診勧奨や産後ケア事業の提供など、健康や子育て支援サービスの情報提供を行い、継続的に支援します。

乳幼児期の保護者には、乳幼児健康診査や相談事業を通じて、乳幼児の健康、心身の発達段階に関する知識や関わり方について情報提供します。子どもの育てにくさを感じている保護者が孤立せず、早い段階で相談できるよう、学校、関係機関、地域団体などが連携し、地域とのつながりの場の紹介や見守り体制作りに取り組めます。

### (3)子どもの養育に関わる保護者等への支援体制を強化します【再掲】

子どもの養育に関わる保護者への相談・各種支援の提供の充実を進めます。

#### ア 児童虐待の防止に向けた対策の充実(家庭児童相談課)

児童虐待に関する通報や子育てに関する電話相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。また子育て家庭ショートステイ、子育て講座の開催など、保護者の負担軽減を図る支援の実施を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。

#### イ 養育に関する様々な相談機会の提供

(ア) 家庭相談員が、子育てや家庭生活に関して悩みを抱える保護者の相談に応じる際に、自殺リスクの高い保護者を把握した場合には他の専門機関と連携しながら支援を行います。

また、窓口相談に訪れた保護者に対し、相談の内容に応じて適切な相談機関を案内しています。(家庭児童相談課)



(イ) 不登校や発達に関する事など、子どもの教育上の悩みや心配事を抱える保護者からの相談に、心理士等の相談員が来室による面談や電話にて応じます。(教育支援課)

(ウ) 子育て、子どもの発達、学校生活に関する事など、様々な相談に応じどこに相談すればよいかわからない困りごとでも、相談員が話を伺い、一緒に考えます。

相談に対しては、保健師、社会福祉士、教育職、心理職の多職種による検討を行い、必要に応じて、学校園などの関係機関と連携しながら、具体的な支援や環境調整につなげます。(子ども総合相談課)

#### 〈その他の支援〉

##### ・産後・育児支援ヘルパー派遣事業（子ども家庭支援センター）

産後の体調不良等の時に、家事などを援助することで母親が安定して子どもを養育することができる等、育児の不安・負担軽減を図ることができます。

##### ・女性のための相談（男女共同参画センター）

女性自らの悩みを主体的に解決し、エンパワメントするために、サポートすることを目的としています。女性の「生きることの包括的な相談窓口」となります。

##### ・DV対策推進事業（たからづかDV相談室）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づき、被害者の性別に関わらず配偶者（事実婚を含む）やパートナーからの暴力の相談について、相談員が電話や面談での相談を受けています。

また、被害者の自立・支援に向けて、適切な機関につなぎます。

##### ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業（子育て支援課）

ひとり親家庭の母・父が自立することを目的とした、資格講座の受講費を助成します。給付金の手続き時に、悩みを抱えている方に「気づき」、適切な相談窓口につなぐことができます。



### 重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺に対する対策の推進

#### <勤務・経営問題の現状と課題>

本市における、過去5年間（平成30年(2018年)～令和4年(2022年)）の自殺者数164人のうち、「勤務問題」を理由とする自殺者数は18人となっており、全体の約11%を占めています。同じく「有職者（自営業・家族従事者、被雇用・勤め人）」の自殺者数は50人で、全体の約30%を占めており、無職者と比べて低いものの、少なくない割合となっています。

また、男女共同参画社会を推進する視点から勤務の問題を考えると、男性中心の長時間労働は、女性のキャリア形成や男性の家庭参画を阻む原因になるとともに、男性の過労死や家事や育児に悩みを抱えた女性の自殺の原因になると考えられています。

#### <勤務・経営問題に関わる自殺に対する取組>

##### (1)労働者が問題を抱えたときに相談できる、労働問題相談を実施します

###### ア 労働問題相談の実施

労働者を対象とする職場の人間関係・解雇等の問題に関して相談できる労働問題相談を実施し、必要に応じて関係機関へつなぎ、自殺リスクの低減に努めます。

###### イ 関係機関との連携

上記の相談内容のうち、急を要する相談については、兵庫労働局や西宮労働基準監督署が実施している総合労働相談コーナーを案内します。

###### ウ 相談先の周知

広報たからづかや、市のホームページで相談窓口（要予約）の情報について周知します。

##### (2)健康に安心して働くことができる環境づくりに向けた啓発を行います

###### ア ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活を調和させることは、やりがいや充実感を感じながら働き、また、子育て、介護、余暇活動や自己啓発、地域活動への参加など、充実した生活を実現することにつながり、自殺リスクの低減にもつながります。

本市では、すべての人が、育児、介護など人生の様々なステージを通じて、多様な生き方が選択できるよう、長時間労働等の働き方等の見直しのための取組などにより、市民、事業者とも連携・協力しながらワーク・ライフ・バランスを推進します。

(ア) 市内事業所に向けた取組

市内事業所への啓発セミナーの開催や、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発冊子等を配布し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を行います。

(イ) 男女の多様な働き方に向けた支援や啓発の推進

・男女共同参画センター等において、市民等を対象にワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座を実施します。

・地域団体、事業者等を対象に男女共同参画社会づくりのための出前講座を実施します。

・性別に関わらず、家事・育児・介護へ主体的に関わることの促進と、それを支える社会意識や社会環境の整備に向けての学習・啓発を実施します。

・家事・育児・介護等に関する活動を行っている、または行おうとするグループの活動を支援するとともに、それらのグループと連携した取組を実施します。

イ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

職場におけるメンタルヘルス対策は、ストレスチェック制度の活用や小規模事業所の対応として各都道府県に設置された産業保健総合支援センターの活動等、多様な支援が行われています。

また、メンタルヘルス対策をテーマにしたセミナーを開催した際などには、これらの支援制度を活用するよう制度の周知に努めています。

<参考：市役所の取組>

市役所では、職員のメンタルヘルス対策として、次の取組を行っています。

(ア) 心の健康相談

産業医、精神衛生相談医によるメンタルヘルスに関する相談を行います。休職や復職の支援も行っています。

(イ) ストレスチェック（法定事業）

職員が自身のストレス状態に気づき、メンタル不調への早期対応を行うために、成人病検診及び定期健診対象者に年1回ストレスチェックを実施します。

(ウ) 保健師による随時相談

保健師によるメンタルヘルス等に関する相談を随時行っています。

(エ) 長時間勤務者健康相談

規定の基準以上の長時間勤務者に対して、疲労蓄積度チェックリストによる自己チェックとともに産業医による健康相談への勧奨を行い、相談希望者には産業医による健康チェック及び相談を実施しています。

ウ 過労死防止に向けた啓発事業の周知

平成26年(2014)11月に施行された「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労自殺等を含む過労死等防止対策を効果的に推進する責務が国に課されており、市は国と協力しつつ対策の効果的な推進に努める必要があることから、広報誌などで国が行う過労死等防止対策に向けた事業の周知を行います。

重点施策4 生活困窮者を支援する制度等と自殺対策の取組との連動性の向上

<生活困窮者の現状と課題>

本市における、過去5年間（平成30年(2018年)～令和4年(2022年)）の自殺者数164人のうち、「経済・生活問題」を理由とする自殺死亡者数は30人であり、全体の約18%を占めています。

生活困窮者を支援する主な制度としては、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度があります。生活困窮者自立支援制度とは、「現在生活保護を受けていないが、生活保護に至る可能性のある者。制度の狭間に陥っている者。」を対象とする制度で、生活保護制度とは「生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する」制度です。

両制度とも、相談員やケースワーカーが個別に支援を行うため、生活困窮者がこれまで誰にも話せなかった悩みを打ち明けることができるきっかけとなることも期待されており、支援にあたる職員それぞれが「自殺対策の一翼を担っている」という意識を持って支援することが必要となります。

#### <生活困窮者の自殺予防に向けた具体的な取組>

生活困窮者の支援について、以下の取組を自殺関連の取組として実施します。

##### (1) 「生きることの促進要因」が増えるように支援します

生活困窮に陥った人の「生きることの促進要因」が増えるように、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度に携わる職員が、P11「第2章 1基本方針」を理解しP66第4章悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策」を活用して支援を行います。

生活困窮者自立支援制度や生活保護制度は「生きることの阻害要因」を減らすための取組ですが、「生きることの阻害要因」を減らすだけで、「生きることの促進要因」が増えなければ、自殺のリスクは低下しないと考えられています。「支援を受けている方が「生きることの促進要因」を増やせたと思えるようになることが制度の目的の一つである」という認識を持ち、他の相談窓口とも連携を図りながら支援します。

なお、「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やすことができるための支援を積極的に行うことができるように、そのような支援を担う職員を養成するための研修を行います。(※P21基本施策2 自殺対策を支える人材の育成に詳細)

##### (2) 支援に繋がっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進します

生活困窮に陥っている人のうち、未だ支援につながっていない方が支援につながるように、様々な取組を行っています。

#### ア 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の緊密な連携

生活困窮者を支える2つの制度が緊密に連携することで、連続した支援となるよう取り組んでいます。具体的に効果が出ている取組としては、生活困窮者自立支援制度の窓口相談にいられた方のうち、生活保護制度の利用による生活の立て直しが必要な方には、生活保護受給に至るまでの支援を行っています。また、生活保護の相談にいられた

方のうち、収入が多い等で申請に至らなかった方に対し、生活困窮者自立支援制度を活用して支援を行う事例も多くあります。

#### イ 支援につなぐためのアウトリーチ

（アウトリーチ：家庭等に訪問して支援を行う取組）

生活困窮者自立支援制度はアウトリーチを含めた様々な方法で支援し、本人に寄り添って課題を解決する制度となっています。具体的には、来所や電話では支援を開始できない場合、必要に応じて相談員が家庭訪問するなどして、相談者と面接を行い、支援を開始します。特に、ひきこもり状態の方への支援については、当初からの相談窓口での支援が難しいことから、関係機関と連携し、支援を行っています。アセスメントの結果、経済的な困窮度が高い場合は、生活保護制度の案内をし、支援につながるよう取り組みます。

#### ウ 担当職員による生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の周知

関係機関や民生委員・児童委員等から制度説明の依頼があった際には、担当職員や相談員が地域に出向いて説明を行います。生活保護制度については「生活保護のしおり」を用いて詳細な説明を行います。庁内の各部署から制度の説明を求められた際も、同様に詳細な説明を行います。制度説明がきっかけとなり、実際に困窮者が生活保護制度や生活困窮者自立支援制度につながった事例も多くあります。

#### エ 窓口業務等を担当する職員が、生活困窮者を支援する制度を案内します

窓口業務等（窓口業務、相談業務、債権管理業務等）を担当する職員が、生活困窮者を支援する制度を理解し、必要に応じて適切な相談窓口案内できるようにします。また、窓口業務等を担当する職員がゲートキーパー養成講座を受講することで、生活困窮者の自殺のリスクに「気づく」ことができるようになり、支援へとつなぐことができます。



## (3) 多分野の関係機関が連携・協働することを推進します

生活困窮者の自殺を防ぐには、金銭給付等の経済的な支援だけでなく、就労や心身の疾患への治療等、医療や保健等の様々な関係者が分野の壁を越えて協働し、様々な取組を通じて包括的に支援を行っていく必要があります。

平成28年(2016年)に厚生労働省は「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」という通知を発出しました。また、令和4年(2022年)10月に閣議決定された自殺総合対策大綱においても、「自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めることなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要である」とされています。

自殺の防止にあたっては、「精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」とし、そうした取組の実施に向けては、「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と指摘しています。このように、生活困窮者に対する支援事業と自殺対策の取組との連動性の向上に向けては国を挙げての取組が進められており、今後も本市では両事業の連携を推進します。

## &lt;生活困窮者自立支援制度 相談窓口&gt;

| 事業所名       | 連絡先                                   |
|------------|---------------------------------------|
| せいかつ応援センター | 宝塚市東洋町1-1（宝塚市役所1階）<br>電話：0797-77-1822 |



## 重点施策5 高齢者への支援の推進

### <高齢者の現状と課題>

#### (1) 高齢者の自殺の状況

本市における、過去5年間（平成30年(2018年)～令和4年(2022年)）の自殺死亡者数164人のうち、60歳以上の自殺死亡者数は71人であり、高年齢の方の自殺が約43%を占めています。

#### (2) 高齢者特有の問題

高齢者への支援については、高齢者特有の問題を正しく認識する必要があります。体的には、加齢による健康問題、家族との死別による孤立等の問題について、高齢者本人の背景や価値観に対応した支援が必要となります。高齢者の価値観については個人差があるものの、世代の特性としては「悩んでいても辛抱し、周囲に打ち明けない」方が多いと言われているため、周囲の「気づき」によって、悩みを解消できるようにする必要があります。

#### (3) 世帯全体の状況

同居人がいる世帯については、世帯に支援者がいるという強みがある一方で、家族介護にまつわる問題で悩んでいたりと、「8050問題」（80歳代の親と収入等に関して問題を抱えている50歳代の子が同居し、社会から孤立している状態）が発生するなど、世帯全体として複合的な問題を抱えていることがあります。そのような状況では、世帯全体が孤立することもあり、高齢者とその家族の両方に自殺のリスクがあります。また、心中や孤独死につながるおそれもあります。

#### (4) 課題

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組だけでなく、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援を行う必要があります。

また、啓発や周知だけでなく、民生委員・児童委員等の地域の支援者と連携し、支援の必要な高齢者を早期に発見することが必要です。高齢者とその支援者の孤立を解消できるように、地域との関わり（ご近所付き合い等）が構築できるように支援することも必要です。

## &lt;高齢者の自殺予防の取組&gt;

本市では高齢者の社会参加、健康促進、介護予防、生活支援等の施策として、以下の取組を実施しています。これらの取組には、高齢者の自殺予防にもつながる一面があります。

## (1) 高齢者向けの各種情報に関する周知を進めます

## ア 「いきいきガイドブック」の作成と配布

高齢者が健康でいきいきとした生活を送れるように、介護予防に関する情報を提供し、利用できるサービス等について紹介しています。地域包括支援センターの地域活動の際や家庭訪問時に配布し、関係機関の窓口等にも設置しています。

高齢者やその家族に相談窓口を周知することにより、早期に「気づく」ことができ、支援につながることができると考えています。

## (2) 高齢者に対する支援者の「気づき」の力を高めます

## ア 地域包括支援センターの取組

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市が主体となり設置しています。具体的には、高齢者の総合相談・支援、権利擁護、虐待早期発見・防止、介護予防ケアマネジメント等を行っています。

高齢者の総合相談窓口として、高齢者自身やその家族、近隣住民からの相談を受けており、顕在化していない問題の早期に発見に努めています。

また、権利擁護、虐待早期発見・防止の視点を持った支援を行っています。

## &lt;地域包括支援センター 一覧表&gt;

| 事業所名                    | 連絡先                                                    |
|-------------------------|--------------------------------------------------------|
| (1 地区)<br>小林地域包括支援センター  | 宝塚市光明町10-24<br>電話：0797-74-3863      FAX:0797-74-3922   |
| (2 地区)<br>逆瀬川地域包括支援センター | 宝塚市中州1-9-16<br>電話：0797-76-2830      FAX:0797-77-3461   |
| (3 地区)<br>御殿山地域包括支援センター | 宝塚市御殿山2-31-17<br>電話：0797-83-1336      FAX：0797-83-1337 |
| (4 地区)<br>小浜地域包括支援センター  | 宝塚市小浜4-5-6<br>電話：0797-86-3707      FAX：0797-83-1123    |

|                        |                                                          |
|------------------------|----------------------------------------------------------|
| (5地区)<br>長尾地域包括支援センター  | 宝塚市山本東2-8-20<br>電話：0797-80-2941      FAX：0797-80-4110    |
| (6地区)<br>花屋敷地域包括支援センター | 宝塚市切畑字長尾山5-321<br>電話：072-740-3555      FAX：072-740-5087  |
| (7地区)<br>西谷地域包括支援センター  | 宝塚市大原野字南穴虫1-253<br>電話：0797-83-5080      FAX：0797-91-1300 |

### (3) 高齢者の「生きることの促進要因」が増えるように支援します

#### ア 高齢者の「居場所づくり」を推進します

##### (ア) ふれあいいきいきサロン

地域の高齢者等が集い、交流し、見守り、支えあう活動を行うことができる「場」をつくり、交流や生きがいの機会提供、不安や寂しさの解消、地域の見守りを行います。日常的な関わりの中で、普段と違う様子が見られたり、サロンに来られなかったりした場合には親しい間柄の方がそれとなく話を聞き出したり、訪問したりして状態の確認を行っています。

##### (イ) いきいき百歳体操

住民主体の介護予防の取組です。概ね3人以上のグループで、週1回以上の筋力トレーニングを行います。グループの立ち上げ当初はリハビリテーションの専門職が指導に出向き、1カ月を過ぎるとグループの自主運営で筋力トレーニングを続けます。上記のふれあいいきいきサロンと同様に、集いや交流の「場」としての機能が期待できるだけでなく、「運動」そのものの効果として心身の状態を安定させることが期待できます。

また、体力が向上することにより、家庭や地域での役割を担い、自己効力感が向上することも期待できます。ふれあいいきいきサロンとの違いは、取組の目的が「運動・筋力トレーニング」であるため、おしゃべりが苦手な人や、人と関わるのが苦手な人の参加が期待できることです。いきいき百歳体操がきっかけで地域活動に関わるようになった事例もあり、「居場所」としても機能しています。

イ 各種講座や教室等の開催を通じ、高齢者の社会参加を促進します

(ア) 「いきいき学舎・フレミラ」

60歳以上の市民を対象とし、「いきがいくくり」「仲間づくり」「世代間交流」を進めるため、学びの場として、様々な講座を開講しています。高齢者の生きがい、社会参加としての場や、大型児童センターとの複合施設の特色を生かし、児童との世帯間交流を図ることにより、孤立することなく社会と接することができるように取り組んでいます。

市内在住の高齢者で特技に秀でたアクティブシニアをボランティアとして講師に迎えて行う「はつらつ教室」や市内の福祉施設やサロン等にボランティアを派遣する「となりの一芸先生」登録同好会が主体となって、高齢者の閉じこもり予防や介護予防の一助となっている「同好会教室」を実施することで仲間づくり、生きがいくくりに寄与しています。

(イ) 阪神シニアカレッジ

阪神シニアカレッジとは、公益財団法人兵庫県生きがい創造協会が兵庫県の支援を受けて運営する、シニアのための「学びの場」です。神戸・阪神地域在住の方を対象に、高齢者が創造的に生きるための多彩なプログラムを提供するとともに、他の受講生との交流等の機会を提供しています。

(4) 高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援を推進します

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス提供事業所などで、介護等の高齢者の生活に関する相談を受け、介護者、支援者の負担軽減につなげます。

また、地域における認知症に対する正しい理解を深めることを目的として、認知症サポーター養成講座を実施している他、認知症の方とその家族、地域住民、介護や医療の専門職が集い、語り合う居場所として、認知症カフェの運営を支援しています。これらの取組では、当事者や家族会等と協働で企画・実施することも行っており、当事者や介護者の孤立を予防しています。

(5) 正しいメンタルヘルスの知識の啓発を行います

高齢者の見守り活動・事業と連携し、さまざまな見守り活動を行っている地域住民や民間事業者に、孤独や孤立の予防、解消を目的とした高齢者のメンタルヘルスに対する知識の普及・啓発を行います。

重点施策6 障害者（児）への支援の推進

<「障害者」について>

障害者基本法第2条では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」とされています。

これは、障害者手帳の交付の有無や医療機関への受診（医師からの診断）の有無だけで障害の有無を決めるのではなく、社会的障壁によって暮らしにくく、生きにくい状態にある人を「障害者」と位置付けているものです。

「障」の文字について

宝塚市では、平成31年(2019年)4月1日から、市で取り扱う公文書においては「障害」を「障<sup>がい</sup>碍」と表記することとしました。この計画においても、法令や制度、個別の名称などを除いて、できるだけ「障<sup>がい</sup>碍」と表記しています。

「障<sup>がい</sup>」には「さまたげ」や「バリア」の意味があり、このバリアは、個人の心身機能が原因で生じるものではなく、道路や施設、制度、慣習や差別的な観念など社会的障壁との相互作用によって創り出されているもので、この社会的障壁を取り除くことは社会の責任です。「障<sup>がい</sup>碍」と表記を改めることで、今後も心のバリアフリーを発信していければと考えています。

<障<sup>がい</sup>碍者の現状と課題>

(1) 障<sup>がい</sup>碍者の自殺の状況

前記のとおり、障<sup>がい</sup>碍者の定義が障害者手帳の交付の有無等に限られないため、本市における障<sup>がい</sup>碍者の自殺死亡者数についての正確な統計データはありません。しかし、過去5年間（平成30年(2018年)～令和4年(2022)）の自殺者数164人のうち、「健康問題」を理由とする自殺者116人の中には、自身の心身の機能の障<sup>がい</sup>碍により、制限を受けて社会生活を送



っていた人が多数いると推測されます。「宝塚市障害福祉計画におけるアンケート」によると「あなたは、悩みごとや困りごとがあったとき、だれに（どこに）相談していますか。」という問いに対して、4.8%の方が「相談先がない」と回答し、6.5%の方が「相談しない（したいと思わない）」と回答しており両者を合わせると11.3%となります。また同アンケートによると、「あなたは、<sup>が</sup>障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。」という問いに対して、21.9%の方が「ある（あった）」と回答し、18.7%の方が「少しある（あった）」と回答し、両者を合わせると40.6%になります。）

前述のとおり、<sup>が</sup>障害者の自殺死亡者数についての正確な統計データはありませんが、悩みを抱えている<sup>が</sup>障害者の中には、深刻な悩みを一人で抱えている方も多くいると考えられます。<sup>が</sup>障害のある人がこれまで以上に相談窓口で相談できるようになり、地域で安心して生活できるように、また、<sup>が</sup>障害者への差別が解消されることにつながるように、<sup>が</sup>障害者（児）への支援の推進について重点施策として取り組みます。

## （2）<sup>が</sup>障害者（児）の日常生活・社会生活での状況

「平成28年(2016年)生活のしづらさなどに関する調査結果（厚生労働省）」によると、<sup>が</sup>障害者本人の一月当たりの平均収入について「9万円未満」が半数以上という結果となっており、本人一人では経済面で非常に生活しにくい状況であることが言えます。また生活のしづらさを感じ始めた年齢については、身体<sup>が</sup>障害者（児）、知的<sup>が</sup>障害者（児）の人が「10歳未満から」が最も多いのに対し、発達<sup>が</sup>障害を含む精神<sup>が</sup>障害者（児）の人が「20歳以上」が最も多く、<sup>が</sup>障害児の頃から生活しづらいつと感じる人もいれば、社会生活で初めて生活のしづらさを感じる人もいて、ライフステージごとの支援について考える必要があります。生活面での困窮は他にも自己肯定感の低下、周囲からの差別、それらに伴う精神疾患等があるため、<sup>が</sup>障害のみに着目して支援するのではなく、生活のしづらさを感じないための包括的な支援が必要となります。

## （3）世帯全体の状況

「平成28年(2016年)生活のしづらさなどに関する調査結果（厚生労働省）」では同居人のいる家庭がおよそ8割となっています。同居人がいる世帯についても、<sup>が</sup>障害者への支援（介護）にまつわる問題を抱える家族が悩んでいたりと、家族にも<sup>が</sup>障害があり支援が行き届かなくなる等、世帯全体として複合的な問題を抱えていることがあります。そのような状況では、世帯全体が孤立することもあり、<sup>が</sup>障害者とその家族の両方に自殺のリスクがあります。「親亡きあと」の支援を考えていくことも重要な視点となります。



#### (4) 課題

これらのことを踏まえると、<sup>がせい</sup>障害者の自殺を防ぐには、<sup>がせい</sup>障害者本人を対象にした取組だけでなく、<sup>がせい</sup>障害者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援を行う必要があります。

啓発や周知だけでなく、民生委員・児童委員等の地域の支援者と連携し、支援の必要な<sup>がせい</sup>障害者を早期に発見することが必要です。また、<sup>がせい</sup>障害者とその支援者の孤立を解消できるように、様々な方法でアプローチし、地域との関わり（ご近所付き合い等）が再構築できるように支援することも必要です。その際には、地域共生社会の取組と連携しながら施策を推進する必要があります。そのために、<sup>がせい</sup>障害者を支援する機関は、様々な関係機関と連携し、包括的な支援を行います。

#### <<sup>がせい</sup>障害者（児）の自殺予防に向けた取組>

上述した課題を踏まえて、本市では次の3つの取組を、<sup>がせい</sup>障害者（児）を対象とした重点施策として展開します。

#### (1)<sup>がせい</sup>障害者（児）と支援者向けの各種情報に関する周知を進めます

##### ア <sup>がせい</sup>障害者（児）福祉ハンドブック

<sup>がせい</sup>障害者とその支援者に対して、<sup>がせい</sup>障害者向けの様々な相談・支援機関に関する情報を周知するため、相談先情報等の掲載された「<sup>がせい</sup>障害者（児）福祉ハンドブック」を配布するなどの取組を推進します。「<sup>がせい</sup>障害者（児）福祉ハンドブック」には、<sup>がせい</sup>障害者とその支援者が抱え込みがちな、様々な悩みや問題に対応する相談先が掲載されています。

#### (2)<sup>がせい</sup>障害者（児）や家族に対する支援者のスキルアップを図ります

##### ア 基幹相談支援センターの取組

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、<sup>がせい</sup>障害の種別にかかわらず地域の様々な相談に応じます。相談支援を行う人材の育成支援や個別事例における専門的な指導や助言など、委託相談支援事業所や特定相談支援事業所の後方支援を行うことで、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。地域の社会資源との連携により、<sup>がせい</sup>障害のある方の生活を社会全体で支える体制整備を目指します。

## イ 委託相談支援事業所の取組

障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じて、必要な情報提供や権利擁護のために、必要な支援を行います。市が委託する7つの相談支援事業所が、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員などの専門職員を配置し、さまざまな問題や悩み・相談に応じます。相談者の悩みに対応することができるよう、研修等により専門職員のスキルアップを図ります。

<相談支援事業所 一覧表>

| 事業所名               | 連絡先                                                              |
|--------------------|------------------------------------------------------------------|
| (1地区)<br>ななくさ育成園   | 宝塚市東洋町3番-15<br>電話:070-2454-5868 FAX:0797-26-7482                 |
| (2地区)<br>コミセン希望    | 宝塚市伊子志3丁目12-43<br>電話:0797-76-5800 FAX:0797-76-5811               |
| (3地区)<br>ベルフラワー    | 宝塚市御殿山2丁目31-17<br>電話:0797-86-7666 FAX:0797-83-1337               |
| (4地区)<br>スマレン      | 宝塚市安倉西2丁目1-1<br>総合福祉センター内 2階<br>電話:0797-86-5002 FAX:0797-83-2766 |
| (5地区)<br>だんぼ       | 宝塚市口谷東3丁目30-3<br>電話:0797-91-6161 FAX:0797-91-6001                |
| (6地区)<br>聖隷はぐくみ花屋敷 | 宝塚市切畑字長尾山5-321<br>電話:072-740-3372 FAX:072-740-5087               |
| (7地区)<br>コミセン希望西谷  | 宝塚玉瀬字田畠10<br>電話:0797-91-1950 FAX:0797-91-1801                    |

## ウ 市の取組

市職員は、基本施策2(1)で示したとおり、自殺対策に関する研修を受講しますが、それに加えて、障害者差別解消法の研修を受講し、対応要領に基づき差別的取り扱いの禁止、合理的配慮等についても研修を受けています。

今後も障害のある人が抱えている悩みに「気づく」ことができるよう、障害者差別解消に関する研修を新任職員研修等で行っていきます。

(3) 障害者（児）が、安心して自分らしく暮らせるまちづくりを推進し、「生きることの促進要因」が増えるように支援します

障害者（児）が地域において安心して自分らしく生活できるよう、地域とつながる機会を増やす地域づくりを進めます。

#### ア 地域活動支援センター・小規模作業所

手帳の有無に関係なく、障害者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設である地域活動支援センター・小規模作業所の利用を促進し、悩みを抱えている障害者の早期発見と支援を推進します。

#### イ 日中一時支援事業所

日中一時支援事業とは、障害者（児）を日帰りにより一時的に預かり、障害者（児）の日中における活動の場を確保するとともに、日常的に介護をしている家族の一時的な休息を目的とする事業です。

日中一時支援事業所の充実を図ることで、障害者（児）と介護者の負担を減少させ、悩みの解消につなげます。

#### ウ 障害福祉サービス・障害児通所支援の充実と社会参加の促進

障害者（児）が地域で生活していくために、障害福祉サービス・障害児通所支援の利用は重要な役割を担っています。自殺リスクの一つの要因である介護負担については、サービスの利用によって一定の軽減となりますが、緊急的な介護が必要となった場合には「短期入所」が非常に重要となります。介護負担の軽減のため、短期入所の充実を進めていきます。また、就労移行支援などの訓練等給付サービスの充実による社会参加の促進、宝塚市障害者就業・生活支援センター（通称「あとむ」）による就労の相談体制の充実を図ります。

#### エ 地域包括ケアシステムの構築

宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）では「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を成果目標の一つとしています。精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療・障害福祉（介護）・住まい・社会参加（就労）・地域の助けあいが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

## オ 宝塚市<sup>がい</sup>障害者差別解消に関する条例による取組

本市は、平成11年(1999年)に「シンシアのまち宝塚」を宣言し、全国に先駆けて「身体障害者補助犬支援事業」に取り組むなど、人にやさしいまちづくりを推進してきましたが、依然として存在する様々な場面での<sup>がい</sup>障害のある人への差別の解消に向けて、啓発などの施策に取り組めます。

現在、<sup>がい</sup>障害者差別解消の相談窓口を、宝塚市高齢者・<sup>がい</sup>障害者権利擁護支援センターと<sup>がい</sup>障害福祉課に設置しています。リーフレット等を活用した積極的な周知に努めます。

## 重点施策7 性的マイノリティへの支援の推進

### <性的マイノリティへの支援の現状と課題>

性については、多様なあり方があります。性的指向(性愛の対象)が異性に向かう性的マジョリティの他に、性的指向が同性に向かう同性愛(Lesbianレズビアン:女性同性愛者、Gayゲイ:男性同性愛者)や男女両方に向かう両性愛(Bisexualバイセクシュアル:両性愛者)の人、生物的な性「からだの性」と性に関する自己認識「性自認」が異なり、「からだの性」と異なる性別で生きる人、生きたいと望む人(Transgenderトランスジェンダー)やその不一致に悩む「性別違和」の人があり、それぞれの頭文字をとって LGBTと言います。LGBT以外にも性自認や好きになる性がはっきりしない人、決めたくなかったり、わからなかったりを悩んでいる場合や自分を男性、女性のいずれかとは認識していない人もいます。

最近では、それら様々な性のあり方について、性的指向と性自認を表すSOGI(Sexual Orientation and Gender Identity)の略であり、読み方は「ソジ」という言葉で用いられることもあり、性別表記においてもそれは多様です。

ある民間の調査によると日本では、同性愛、両性愛、トランスジェンダーなど性的マイノリティの人の割合は、合わせて8.9%という結果もあり、多様な性を生きる人は元来、身近な存在であると言えます。

男女の性区分と異性愛を前提とする社会の中で、性的マイノリティの方々は、差別や偏見の対象になることを恐れ、ありのままの自分を表現することができなかったり、多数者の性のあり方のみを前提とした価値観を押し付けられて苦しんできました。性の区分を前提とする社会生活上の不利益もあります。

そういった状況の中で、令和2年(2020年)9月から10月に埼玉県が15,000人を対象に実施した調査(埼玉県内に住む満18歳以上64歳以下(有効回収数5,606件))によると、小学校1年生の頃から現在までの精神的に追い込まれた経験についての質問に対し、『性的マイ

『性的マイノリティ』の人の方が『性的マイノリティ以外』の人より、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」「生きる価値がないと感じた」「家にひきこもった、またはそれに近い状態になった」経験があると回答した割合が特に多くなっています。「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」経験のある人が、性的マイノリティの人では65.8%、性的マイノリティ以外の人では26.8%（それぞれ無回答あり）と大きな差があり、性的マイノリティの人の方が「生きづらさ」を感じている人が多い結果となっています。

本市では、性の多様性を理解し、誰もが「ありのままで」、「安心して自分らしく」過ごせる、誰もが生きやすい社会を目指して、取組を進めています。

よって本市は、「自殺総合対策大綱」の性的マイノリティに関する記述でも示されているとおり、「無理解や偏見等が自殺の背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する」ことの必要性を踏まえ、引き続き性的マイノリティ向けの対策を重点施策の一つとして位置づけることにしました。

#### <性的マイノリティの自殺予防に向けた取組>

本市では、性的マイノリティの自殺対策の重点施策として以下の取組を推進します。

（１）市民の理解促進と自分らしい生活の実現により、「生きることの促進要因」が増えるように支援します

ア 市民一人ひとり、事業者、医療・福祉関係者、市職員など、対象を絞り込み、きめ細かな網羅的な啓発に取り組みます。特に、市職員については、継続した研修を実施します。

イ 子どもから大人まで誰でも相談できる電話相談窓口を設置し、関係機関と連携を取り必要な支援を行っていきます。

ウ 「セクシュアルマイノリティ電話相談」の周知を図ります。また、子ども向けの相談窓口案内カードを見童、生徒に配布します。



(2) 保育所(園)、幼稚園、学校における取組を推進します

- ア 校内支援体制を確立し、教職員が一番のよき理解者、相談者となるようにします。  
そのため、性的マイノリティについて正しい理解を図る研修を積み重ねます。
- イ 保健室や図書室に性的マイノリティに関連する絵本、図書を置き、啓発ポスターの掲示や相談窓口案内カードを配布するなど、性的マイノリティの子どもが不安や悩みを相談しやすい環境整備を進めます。
- ウ 誰でも使える多目的トイレや更衣室の整備や制服についても選べることを積極的に周知するなど、個々の子どもの状況に応じて支援します。
- エ 子どもの発達段階に応じて系統的な教育実践を進めます。
- オ 医療、福祉などの関係機関との連携を図り、相談体制を確立します。

(3) パートナーシップ制度を推進します

性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組の一つである同性パートナーシップを尊重する仕組みとして、宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を策定しました。

平成28年(2016年)6月に一方または双方が性的マイノリティであるカップルの関係を尊重するため、お互いを人生のパートナーとして生活を共にするパートナーシップ関係にあることを誓った宣誓書を市が受け取り、一定の条件を満たしている場合に2人をパートナーと認め、受領書を交付する、パートナーシップ宣誓制度を導入しました。

- ア パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を活用し、生きづらさの解消につなげていきます。さらに、阪神、丹波9市1町と連携して市民などの理解が深まるようパートナーシップ制度の周知を図ります。



## 第3章 自殺対策の推進体制等

### 1 自殺対策の推進体制

#### (1) 宝塚市自殺対策推進本部

市長が本部長、副市長が副本部長を務め、庁内の全部局の長が委員となる推進本部を設置します。本市の自殺対策が全庁的な取組となるように推進し、全職員が自殺対策に携わっていると自覚するように取り組みます。推進本部の下部組織として、宝塚市自殺対策庁内連絡会議を設置するものとします。

#### (2) 宝塚市自殺対策庁内連絡会議

市役所内の自殺対策との関連性がある課の長が委員となる会議です。各課の職員が横断的な取組を行うための具体的な体制整備を行います。また、自殺対策における意見交換等を行い「解決に向けて優先して取り組むべき課題」等の協議を行います。

#### (3) 作業部会（宝塚市自殺対策庁内連絡会議が設置）

宝塚市自殺対策庁内連絡会議で協議された、「優先して取り組むべき課題」の解決に向けた、より具体的な協議を行うために、必要に応じて作業部会を設置します。「優先して取り組むべき課題」に応じて庁内の関係課職員が委員となり、必要に応じて、外部の関係機関職員も参加します。

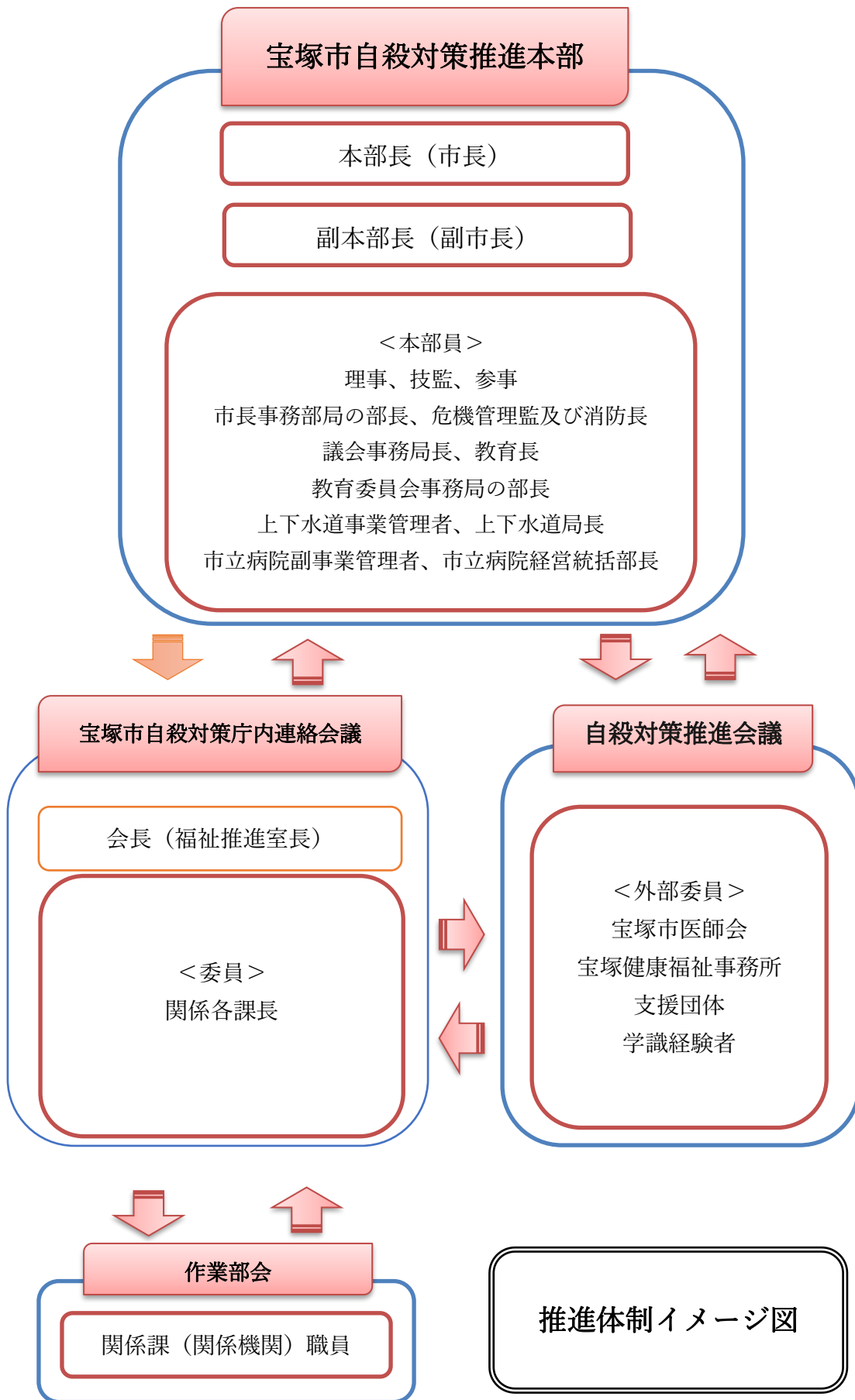
#### (4) 宝塚市自殺対策推進会議

自殺対策における知識経験者で構成され、宝塚市の自殺対策の推進について意見や助言を求めるために設置します。

#### (5) 自殺対策推進におけるコーディネーター

国が作成した「市町村自殺対策計画策定の手引き」には、「コーディネート役を担う専任部署の設置や専任職員の配置」のページに「自殺対策の担当は、対人支援の現場に詳しい保健師等と、一般職員とをバランスよく配置することが望まれます」と示されています。

本市においても、保健師等と一般職員（事務職員）が連携し、適切なタイミングで、対応ができるように、自殺対策推進におけるコーディネーターの配置を検討します。



## 2 策定の経過

### (1) 宝塚市自殺対策庁内連絡会議

|     | 開催日                  | 主な議題                            |
|-----|----------------------|---------------------------------|
| 第1回 | 令和5年(2023年)<br>8月1日  | 自殺対策計画策定の方向性と今後のスケジュールについて      |
| 第2回 | 令和5年(2023年)<br>11月1日 | 自殺対策計画策定について（作業部会からの報告・計画素案の承認） |

### (2) 宝塚市自殺対策庁内連絡会議計画策定作業部会

|     | 開催日                  | 主な議題                                      |
|-----|----------------------|-------------------------------------------|
| 第1回 | 令和5年(2023年)<br>9月4日  | 事業の棚卸しについて<br>庁内連携について<br>人材育成（研修）の方法について |
| 第2回 | 令和5年(2023年)<br>9月12日 | 重点施策における関係3課との小委員会として実施                   |
| 第3回 | 令和5年(2023年)<br>10月6日 | 小委員会からの報告を含め、各事業内容等の確認                    |

### (3) 宝塚市自殺対策推進会議

|     | 開催日                   | 主な議題                       |
|-----|-----------------------|----------------------------|
| 第1回 | 令和5年(2023年)<br>6月14日  | 自殺対策計画策定の方向性と今後のスケジュールについて |
| 第2回 | 令和5年(2023年)<br>10月24日 | 自殺対策計画策定に向けて（計画素案への意見）     |

## 第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

このページでは、「悩みをお持ちの方」が相談してみようと思った際に、「はじめに」のページに書いてある「少しでも力になりたい」と思っている職員がどこにいるのか、相談窓口がどこにあるのかということが分かるように、一覧を作成してご案内しています。

悩みを解消するために最も大切なことの一つは、相談相手がいることだと考えています。様々な悩みに応じた相談窓口がありますので、お話をお聞かせください。

### <相談窓口一覧>

|               | 相談窓口                        | 相談内容                                    | 相談時間                                           | 連絡先                                                       |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| からだの悩み・心の悩み   | 健康相談<br>(宝塚市立健康センター)        | 保健師による相談                                | 月～金曜日<br>9:00～17:30                            | 電話: 0797-86-0056<br>FAX: 0797-83-2421                     |
|               | 精神保健相談<br>(宝塚健康福祉事務所)       | 保健師による相談                                | 月～金曜日<br>9:00～17:30                            | 電話: 0797-62-7307                                          |
|               | こころのケア相談<br>(宝塚健康福祉事務所)     | 精神科医による相談                               | 原則、毎月第2・第4木曜日                                  | 電話: 0797-62-7307<br>※要予約                                  |
| 法律・労働・消費生活・生活 | 弁護士による法律相談<br>(市民相談課)       | 法律上の相談(土地・建物の賃貸借、土地の境界、金銭貸借など)(各日6人)    | 月・水・金曜日<br>第1火曜日<br>13:00～16:00                | 電話: 0797-77-2003<br>※要予約(相談日に市民相談課へ電話で予約)火・水実施分は前週木曜から予約可 |
|               | 労働問題相談<br>(商工勤労課)           | 解雇、賃金不払いなど各種労働問題、社会保険に関する社会保険労務士による相談   | 毎月第3火曜日<br>13:00～16:00<br>(先着順3名)              | 電話: 0797-77-2071<br>FAX: 0797-77-2171<br>※要予約             |
|               | 宝塚市消費生活センター                 | 消費に係る商品やサービスに関する苦情受付・相談及び多重債務相談、情報提供    | 月～金曜日<br>9:00～12:00<br>12:45～16:00<br>(休所日を除く) | 電話: 0797-81-0999                                          |
|               | 生活にお困りの方の相談<br>(せいかつ応援センター) | 病気や精神的な不安などで働きたくても働けない、住む所がないなどの相談      | 月～金曜日<br>9:00～17:30                            | 電話: 0797-77-1822<br>FAX: 0797-72-8086                     |
|               | 生活にお困りの方の相談<br>(生活援護課)      | 生活にお困りの方に経済的支援を行うとともに、生活の立て直しを支援するための相談 | 月～金曜日<br>9:00～12:00<br>12:45～17:30             | 電話: 0797-77-2079<br>FAX: 0797-72-8086                     |

|                  | 相談窓口                                               | 相談内容                                                                                           | 相談時間                                                                                      | 連絡先                                    |
|------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 人権               | 人権相談<br>(人権男女共同参画課)                                | 差別やいやがらせなど日常生活での人権に関する相談                                                                       | 第4金曜日<br>(1月～11月)<br>14:00～16:00<br>(先着順4名)<br>6月・12月は特設人権相談日を設けます。                       | 電 話: 0797-77-2013                      |
|                  | セクシュアルマイノリティ<br>電話相談                               | 自分の性や性的指向に伴う相談をはじめ、様々な相談                                                                       | 毎週水曜日<br>15:00～18:00                                                                      | 電 話: 0797-71-2136                      |
|                  | 犯罪被害者相談員による相談窓口<br>(防犯交通安全課)                       | 犯罪被害者やそのご家族のいろいろな問題について、必要な情報の提供や助言などを行います。<br>上記相談のほか、防犯交通安全課職員による相談は随時行っています。                | 毎月第2・第4木曜日(祝日は除く)<br>10:00～12:00<br>(1件 60分) 相談日の前週金曜日までに、要電話予約<br>(先着2名)                 | 電 話: 0797-77-2020<br>FAX: 0797-71-3336 |
|                  | 宝塚市高齢者・ <sup>がい</sup> 障害者 <sup>がい</sup> 権利擁護支援センター | 高齢者・障害者の虐待・権利擁護に関する相談、成年後見制度の利用手続き等に関する相談                                                      | 月～金曜日<br>9:00～17:30<br>(来所相談は事前に電話予約)                                                     | 電 話: 0797-26-6828<br>FAX: 0797-26-6238 |
|                  | インターネット上の誹謗中傷や差別等の相談<br>(公益財団法人<br>兵庫県人権啓発協会)      | インターネット上の書き込みなどによる誹謗中傷や差別的な扱い、プライバシーの侵害の相談<br><br>SNS上でのいじめや脅迫、侮辱的表現、個人情報 <sup>の</sup> 無断掲載の相談 | 毎週月～金曜日<br>(祝日・年末年始を除く)<br>9:00～17:00<br>弁護士相談<br>(毎週木曜日)<br>15:00～17:00<br>面談も可<br>(要予約) | 電 話: 078-891-7877                      |
| 家庭・子ども・若者・子育て・教育 | 子ども家庭相談<br>(家庭児童相談課)                               | 18歳未満の子どもを取りまく家族関係や子育ての悩み、児童虐待などの相談                                                            | 月～金曜日<br>9:00～17:30                                                                       | 電 話: 0797-77-9111<br>FAX: 0797-77-9128 |
|                  | 子そだて相談<br>(子そだてサポートひかり)                            | 子育てに関する悩みや子ども自身の悩みなどの相談                                                                        | 月～土曜日<br>9:00～17:00<br>緊急時は24時間<br>電話受付                                                   | 電 話: 0797-81-2775                      |
|                  | ハッピートークたからづか<br>(御殿山ひかりの家)                         | 家庭問題、子育て問題についての相談                                                                              | 毎日24時間                                                                                    | 電 話: 0797-86-4532                      |
|                  | 教育相談<br>(教育支援課)                                    | 子どもの家庭や学校での困ったことや気がかりなことについての相談                                                                | 月～金曜日<br>9:00～17:30<br>来所相談は事前に<br>電話・FAX予約                                               | 電 話: 0797-87-1718<br>FAX: 0797-85-2282 |

第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|                  | 相談窓口                                | 相談内容                                                 | 相談時間                                               | 連絡先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭・子ども・若者・子育て・教育 | 子どもの悩み相談<br>(子どもの権利サポート委員会)         | 子ども悩み相談                                              | 月～金曜日<br>13:00～19:00<br>土曜日、第1・3火曜日<br>10:00～17:00 | 電 話: 0120-931-170                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                  | 悩みの電話相談<br>(子ども専用: 御殿山ひかりの家)        | 子ども専用の悩みの電話相談                                        | 毎日24時間                                             | 電 話: 0797-84-0947                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                  | ほっとらいん相談<br>(兵庫ひきこもり相談支援センター 阪神ランチ) | ひきこもり・不登校・いじめなど青少年のための総合相談・ひきこもり専門相談                 | 火・水・木<br>10:00～16:00                               | 電 話: 050-3749-1227                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                  | 宝塚地域若者サポートステーション<br>(宝塚NP0センター)     | 15歳～49歳までの方の就労相談                                     | 火～土曜日<br>9:00～18:00                                | 電 話: 0797-69-6305                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 高齢者              | 高齢者保健福祉サービス利用総合相談<br>(高齢福祉課)        | 高齢者保健福祉サービスに関する相談                                    | 月～金曜日<br>9:00～17:30                                | 電 話: 0797-77-2068<br>FAX: 0797-71-1355                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                  | 介護認定、介護サービスに関する相談<br>(介護保険課)        | 病気などで在宅での生活続けることに不安や心配な方で、介護認定の申請やサービスの利用方法などについての相談 | 月～金曜日<br>9:00～17:30                                | 介護認定担当<br>電 話: 0797-77-2038<br>介護給付担当<br>電 話: 0797-77-2136<br>FAX: 0797-71-1355                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                  | 地域包括支援センター                          | 高齢者に関する相談                                            | 月～金曜日<br>9:00～17:30                                | (1地区) 小林地域包括支援センター<br>電 話: 0797-74-3863<br>FAX: 0797-74-3922<br>(2地区) 逆瀬川地域包括支援センター<br>電 話: 0797-76-2830<br>FAX: 0797-77-3461<br>(3地区) 御殿山地域包括支援センター<br>電 話: 0797-83-1336<br>FAX: 0797-83-1337<br>(4地区) 小浜地域包括支援センター<br>電 話: 0797-86-3707<br>FAX: 0797-83-1123<br>(5地区) 長尾地域包括支援センター<br>電 話: 0797-80-2941<br>FAX: 0797-80-4110<br>(6地区) 花屋敷地域包括支援センター<br>電 話: 072-740-3555<br>FAX: 072-740-5087 |



第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|  |  |  |  |                                                            |
|--|--|--|--|------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  | (7地区) 西谷地域包括支援センター<br>電 話：0797-83-5080<br>FAX：0797-91-1300 |
|--|--|--|--|------------------------------------------------------------|

|                   | 相談窓口                                                                             | 相談内容                                                                   | 相談時間                                                                                                         | 連絡先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者 <sup>がい</sup> | 障害 <sup>がい</sup> を理由とする差別に関する相談窓口<br>(障害福祉課、宝塚市高齢者・障害者 <sup>がい</sup> 権利擁護支援センター) | 障害 <sup>がい</sup> を理由とする差別に関する相談                                        | 障害福祉課<br>月～金曜日<br>9：00～17：30<br>宝塚市高齢者・障害者 <sup>がい</sup> 権利擁護支援センター<br>月～金曜日<br>9：30～17：30<br>(来所相談は事前に電話予約) | 障害福祉課<br>電 話：0797-77-2077<br>FAX：0797-72-8086<br>宝塚市高齢者・障害者 <sup>がい</sup> 権利擁護支援センター<br>電 話：0797-26-6828<br>FAX：0797-26-6238                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                   | 委託相談支援事業所                                                                        | 市が委託する7つの相談支援事業所が、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員などの専門職員を配置し、さまざまな問題や悩み・相談に応じます。 | 月～金曜日<br>9：00～17：30                                                                                          | (1地区) ななくさ育成園<br>電 話：070-2454-5868<br>FAX：0797-26-7482<br>(2地区) コミセン希望<br>電 話：0797-76-5800<br>FAX：0797-76-5811<br>(3地区) ベルフラワー<br>電 話：0797-86-7666<br>FAX：0797-83-1337<br>(4地区) スミレン<br>電 話：0797-86-5002<br>FAX：0797-83-2766<br>(5地区) だんぼ<br>電 話：0797-91-6161<br>FAX：0797-91-6001<br>(6地区) 聖隷はぐくみ<br>花屋敷<br>電 話：072-740-3372<br>FAX：072-740-5087<br>(7地区) コミセン希望<br>西谷<br>電 話：0797-91-1950<br>FAX：0797-91-1801 |
| 夫婦・男女             | 女性のための相談<br>(男女共同参画センター)                                                         | 女性の悩みに対する電話による相談                                                       | 毎週月・火・木・金曜日、第2・3・4土曜日<br>10：00～12：00、<br>13：00～16：00                                                         | 電 話：0797-86-3488                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                   | DV相談<br>(たからづかDV相談室)                                                             | 配偶者や恋人からの暴力に関する相談                                                      | 月～金曜日<br>9：00～17：30                                                                                          | 電 話：0797-77-9121                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|        | 相談窓口                   | 相談内容          | 相談時間                                                                                                                     | 連絡先                                 |
|--------|------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 福祉     | 福祉総合相談<br>(宝塚市社会福祉協議会) | 福祉についてのあらゆる相談 | 月～金曜日<br>9:00～17:30                                                                                                      | 電話:0797-86-5000<br>FAX:0797-86-5069 |
| いのちの電話 | よりそいホットライン             | 電話によるこころの相談   | 24時間対応                                                                                                                   | 電話:0120-279-338                     |
|        | こころの健康相談統一ダイヤル         | 電話によるこころの相談   | 対応日時は都道府県により異なります。                                                                                                       | 電話:0570-064-556                     |
|        | 神戸いのちの電話               | 電話によるこころの相談   | 月～金曜日<br>8:30～20:30<br>日曜・祝日<br>8:30～16:00<br>第2・3・4金曜、土曜<br>8:30～翌日8:30<br>第2・3・4金曜、土曜が祝日の時<br>8:30～16:00<br>20:30～8:30 | 電話:078-371-4343                     |
|        | 兵庫県いのちと心のサポートダイヤル      | 電話によるこころの相談   | 月～金曜日<br>18:00～8:30<br>土、日、祝<br>24時間                                                                                     | 電話:078-382-3566                     |

次に、「悩みをお持ちの方の近くにおられる方」や「支援者（支援機関）の方」に対して、市の取組（事業）の中で、この計画に関連しているものを周知するために、「関連施策の一覧」を作成して掲載しています。一部、上記の相談窓口の取組と重なるものもありますが、ご確認ください。

<関連施策一覧>

| No.            | 担当部   | 事業名                       | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 本計画との関連性について                                                                                                                                             |
|----------------|-------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域におけるネットワーク強化 |       |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                          |
| 1              | 健康福祉部 | 認知症カフェ                    | 認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。                                                                                                                                                                                                                           | 認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進します。                                                                                  |
| 2              | 健康福祉部 | 地域包括ケア推進事業                | 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進します。                                                                                                                                                                                                                         | 地域包括ケアシステムは、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるようにするものであり、関係するすべての人が悩みの「気づき役」なり得ます。地域での活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながります。 |
| 3              | 健康福祉部 | 地域福祉推進事業                  | 地域福祉計画にもとづき、住民行政、関係機関が連携し、市民主体の福祉コミュニティを形成することによって、生活者の視点での生活の困りごとの解決に取り組み、困りごとを抱えたまま埋もれることのない誰もが安心して暮らせる地域社会をつくりまします。<br>社会福祉協議会への補助金（社会福祉協議会補助金、地域福祉活動振興補助金、ボランティア活動支援補助金）を通じて、社会的孤立防止の観点から、地域の居場所づくりや見守り活動、福祉教育、ボランティア活動の推進を図ります。<br>地域福祉活動・会議等のネットワークを圏域ごとに進めることにより、孤立防止のための重層的なネットワーク（セーフティネットシステム）の構築を図ります。 | まちづくり協議会において、コミュニティ支援事業の一環として、講演や講座を行ってもらよう働きかけることができます。<br>ボランティア活動センター登録団体としてセルフヘルプグループへ支援を行うことができます。地域の居場所づくりは、孤立化を防止することになります。                       |
| 4              | 健康福祉部 | 健康づくり推進員制度                | 「自分の健康は自分で創る」という原則に基づき、各地域における健康づくりを推進するリーダー及びコーディネートの役割を担い、行政と連携し、地域での健康づくり活動を行います。                                                                                                                                                                                                                              | 健康づくり推進員を対象とした研修や「地域版健康づくり教室」の活用により、心の不調に対する知識の普及啓発を図ります。                                                                                                |
| 5              | 社会教育部 | 宝塚市学校支援地域本部事業（たからづか学校応援団） | 学校・家庭・地域が一体となって地域住民等がボランティアとして学校を支援します。地域コーディネーターを配置し、学校とボランティアの調整を図ります。また、研修会などにより学習、情報の交換などを行っています。                                                                                                                                                                                                             | 教職員や保護者以外の地域住民の大人が子どもに関わることで、自尊感情を育む機会となります。                                                                                                             |

|              |       |              |                                                                     |                                             |
|--------------|-------|--------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 自殺対策を支える人材育成 |       |              |                                                                     |                                             |
| 6            | 健康福祉部 | 認知症サポーター養成講座 | 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。 | 認知症サポーターが研修を受けることで、「気づき役」としての役割を担えるようになります。 |

## 第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|   |       |                           |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                              |
|---|-------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 健康福祉部 | ゲートキーパー養成講座               | ゲートキーパー（悩みを抱えている方の命の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人「門番」）を養成します。                                                                                                                                                                                            | 悩みを抱えている方に対して「気づく」ことができるようになるための人材育成となります。                                                   |
| 8 | 学校教育部 | いじめ対策推進事業（生徒指導連絡協議会、教員研修） | <p>・生徒指導連絡協議会</p> <p>公立学校生徒指導担当者等により組織し、公立学校児童生徒の生徒指導の充実と強化を図り、研究と対策を講じ、児童生徒の健全な育成を期することを目的としています。</p> <p>・教員研修</p> <p>「いじめ防止対策推進法」についての概要や、いじめへのリスクマネジメント等の研修を行うことで教職員のいじめに対する意識の向上、校内組織のさらなる連携強化を図ります。また未然防止・初期対応の重要性を考え、いじめを絶対に許さない指導の充実を図っています。</p> | 思春期特有の思考傾向等を知り、自分自身を大切にする姿勢をより強く身につくとともに、悩み事や困り事に直面した場合の対処法について、援助を求める（相談する）ことが有効であることを学びます。 |

| 市民への啓発と周知 |       |                     |                                                                                                                                                     |                                                                      |
|-----------|-------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 9         | 市民交流部 | 行政の情報提供（広報等による情報発信） | 広報誌等の編集・発行やホームページによる情報発信を行います。                                                                                                                      | 広報誌等の編集・発行やホームページによる情報発信の際に、相談窓口や各種事業・支援策等に関する情報を提供します。              |
| 10        | 市民交流部 | 生活ガイドブックの発行         | 行政の仕組みや、市役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるように生活ガイドブックを発行します。                                                                          | 生活ガイドブックの中に、様々な相談先の情報を掲載し、市民に対して情報を周知します。                            |
| 11        | 総務部   | ワーク・ライフ・バランスの推進     | 男女共同参画センター等において、市民等を対象にワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座を実施します。                                                                                                  | ワーク・ライフ・バランスの推進によって、長時間勤務等の働き方の見直しがなされ、メンタルヘルスの向上等につながります。           |
| 12        | 総務部   | 人権啓発事業              | 人権意識を高めるための啓発を行います。                                                                                                                                 | 人権啓発を進める中で、様々な人権問題について取り組み、人権相談等も充実します。                              |
| 13        | 総務部   | 男女共同参画センター啓発情報誌の発行  | 男女共同参画に関する法律や施策などの情報提供や家庭、地域社会、職場などにおける男女共同参画に関する問題を住民や企業等に提供することで、住民の男女共同参画に関する理解と認識を深めるとともに、男女共同参画の拠点である男女共同参画センターに関する情報について発信し、男女共同参画社会の形成を図ります。 | 情報誌の記事により、住民への情報周知や啓発を図ることができます。                                     |
| 14        | 学校教育部 | 人権教育推進事業            | 人権課題に関する啓発を、学校園だけでなく広く市民に対しても行っています。人権教育指導員派遣、ファシリテーター派遣、地域人権教育推進委員設置、じんけん講座、人権教育ブロック別実践研究会実施など。                                                    | それぞれの取組を通して、広く市民に人権意識を高める取組を行うことで命の大切さも伝える機会になっています。                 |
| 15        | 学校教育部 | 人権教育文化事業            | 各人文センターを中心に、部落差別をはじめとしたあらゆる差別解消に向けての事業を行っています。人権ミュージカル、人権コンサート、子育て学習会・地域懇談会・教育相談などの家庭教育支援事業、識字教室事業など。                                               | 人権教育を中心とした様々な文化的活動を通して、子どもから大人までが人権課題に気づいたり、自らが抱えている悩みや課題の解消につながります。 |

## 第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|    |           |              |                                                                             |                                                                  |
|----|-----------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 16 | 学 校 教 育 部 | 人権文化創造活動支援事業 | 体験から学ぶ人権講座を各人権文化センターで行っています。くらんど人文センターとまいたに人文センターで各2事業、ひらい人文センターで1事業の合計5事業。 | 各事業で継続的に行われる人権講座を通して、人権課題への啓発はもちろん、自ら活動することでより高い人権意識を持てるようになります。 |
|----|-----------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|

| 生きることの促進要因への支援 |           |                              |                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                     |
|----------------|-----------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 17             | 市 民 交 流 部 | 市民への相談事業                     | 市政に関する各種相談、市民生活に関する各種相談（法律相談、家庭問題相談等）を行います。                                                                                                                                             | 市民からの各種相談を受け付ける総合的な窓口として、生活にお困りの方を支援窓口案内するなど、庁内で連携した対応に努めます。                                                                                        |
| 18             | 総 務 部     | 男女共同参画センター運営事業               | (1) 男女共同参画に関する啓発イベント・講座を開催します。<br>(2) 図書・DVD等を提供します。<br>(3) 女性のための相談室を実施します。                                                                                                            | 男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、様々な相談先の情報を掲載したリーフレットを配布することができます。                                                                                           |
| 19             | 総 務 部     | 男女共同参画推進事業                   | (1) 相談員研修会の実施<br>市内における相談業務に直接携わる相談員等を対象に、相談業務に必要な知識の習得・相談技能の向上及び男女共同参画の視点からみた相談のあり方を内容とする専門的・実践的研修を行います。<br>(2) 行政職員対象研修会の実施<br>全庁的な事業・施策に男女共同参画の視点を入れるとともに、職員一人ひとりの生活全般における意識を向上させます。 | 研修会の中で、相談員や行政職員が、悩みを抱えた方への相談対応について理解し、支援に生かすことができます。                                                                                                |
| 20             | 総 務 部     | 女性のための相談                     | 女性が抱える様々な問題についての相談を実施します。<br>(電話・面接相談、法律相談、起業相談、チャレンジ相談)                                                                                                                                | 女性が自らの悩みを主体的に解決し、エンパワメントするためにサポートすることを目的としています。女性の「生きることの包括的な相談窓口」となります。                                                                            |
| 21             | 総 務 部     | 性的マイノリティ支援推進事業               | (1) セクシュアルマイノリティ電話相談を実施します。<br>(2) 講演会、出前講座、講師派遣、リーフレットの配布を行います。<br>(3) 性的マイノリティについての理解の意思表示としてレインボーシールを配布します。<br>(4) 市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ制度を推進します。                      | 性的マイノリティの方々は、差別や偏見の対象になることを恐れ、ありのままの自分を表現することができなかつたり、多数者の性のあり方のみを前提とした価値観を押し付けられて苦しんできました。性の区分を前提とする社会生活上の不利益もあり、そういった社会の中の根深い偏見や差別、生きづらさの解消を図ります。 |
| 22             | 都 市 整 備 部 | 市営住宅管理事業                     | 市営住宅の適正な住宅管理を行います。                                                                                                                                                                      | 公営住宅の居住者や入居申込者のうち、生活面で困難や問題を抱えている人に対して、適切な相談窓口を案内します。                                                                                               |
| 23             | 健 康 福 祉 部 | 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 | 公営住宅に設けられた高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員（LSA）を派遣し、安否確認や生活の一時的な支援等を行います。                                                                                                                      | 普段から対象住宅を巡回し安否確認を行っている生活援助員が研修を受けることで、「気づき役」や「つなぎ役」としての役割を担えるようになります。                                                                               |
| 24             | 健 康 福 祉 部 | 介護ファミリーサポートセンター運営事業          | 援助を受けたい高齢者と援助活動を行いたい人に会員として登録いただき、援助活動のコーディネートを行います。                                                                                                                                    | 会員が研修を受けることで、高齢者の生活上の悩み等への理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、「気づき役」や「つなぎ役」としての役割を担えるようになります。                                                                |

## 第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|    |       |                         |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                          |
|----|-------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 25 | 健康福祉部 | 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）  | 市内7か所の委託型地域包括支援センターの運営を行います。                                                                                                                                                                                     | 地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口として、地域の高齢者が抱える問題等の情報を把握しています。個別支援や地域ケア会議等で情報を共有することで、関係者間の連携強化や、地域資源の連動につなげていくことができます。                                                                              |
| 26 | 健康福祉部 | 高齢者保健福祉総合相談             | 高齢福祉課の窓口や電話等で、医療、介護、福祉等に関する、高齢者の総合相談を受け付けます。                                                                                                                                                                     | 高齢者からの多岐にわたる相談を受け付ける窓口として、地域の高齢者が抱える問題等の情報を把握しています。関係機関への情報提供・情報共有を行うことで、関係者間の連携強化や、地域資源の連動につなげていくことができます。                                                                               |
| 27 | 健康福祉部 | 健康教育・健康相談               | 市民の健康づくりを支援するために、まちづくり協議会、自治会、老人会等からの依頼に応じて栄養士や保健師等を派遣する健康教育・健康相談事業や、健康たからづか21の周知を目的とした講演会において、生活習慣病予防等の知識の啓発を行います。                                                                                              | 心の健康をテーマとした講座の中で、相手の話を聴くことや、医療機関受診などの適切な対応について情報提供を行います。                                                                                                                                 |
| 28 | 健康福祉部 | 妊婦相談、赤ちゃん訪問事業、養育支援ネット事業 | 妊娠届出時や妊娠後期に実施する妊婦相談、生後3か月までに実施する未熟児訪問、新生児訪問、赤ちゃん訪問、医療機関からの情報提供により家庭訪問を行う養育支援ネットを活用して、全ての妊産婦や乳児の状況を把握し、必要な場合は早期に支援を開始し、子育て世代包括支援センターとして妊娠期から出産後の切れ目ない支援を実施します。<br>また、妊娠・出産包括支援連絡会議を年2回開催し、産科医療機関や関係機関との連携を深めています。 | 妊婦相談では、予期しない妊娠、経済的困窮、支援者不足など、心の不調を抱えやすい妊婦を把握し、早期より支援を開始しています。また、新生児訪問、未熟児訪問、赤ちゃん訪問事業では、産後うつなどの状況をスクリーニングしており、必要な場合は、医療やサービスの情報を提供し、継続して支援しています。養育支援ネット事業では、産後うつなどの妊産婦の状況により、継続支援を行っています。 |
| 29 | 健康福祉部 | 日中一時支援事業                | 障害者(児)を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行います。                                                                                                                                                    | 介護の負担軽減となり、支援者（介護者）への支援となります。                                                                                                                                                            |
| 30 | 健康福祉部 | 移動支援事業                  | 屋外での移動が困難な障害(がい)のある方について、外出のための支援を行います。                                                                                                                                                                          | 障害(がい)のある方の外出の機会を確保し、余暇の充実や社会参加へのきっかけとなります。                                                                                                                                              |
| 31 | 健康福祉部 | 自立支援医療（精神通院医療）          | 医療の自己負担が1割になります。                                                                                                                                                                                                 | 精神科・心療内科への受診を経済的に支援し、精神症状の悪化を防ぐことにつながります。                                                                                                                                                |
| 32 | 健康福祉部 | 自立支援医療（更生医療）            | 医療の自己負担が1割になります。                                                                                                                                                                                                 | 疾病に対する受診を経済的に支援し、病状の悪化や経済的な負担の軽減を図ります。                                                                                                                                                   |
| 33 | 健康福祉部 | 各手帳制度                   | 障害(がい)のある状態の人に手帳を交付することで、障害(がい)者支援を受けることができます。                                                                                                                                                                   | 様々な障害(がい)者支援を受けることにより、障害福祉サービスなどの社会資源に結びつくことで、生活を支援することができます。                                                                                                                            |
| 34 | 健康福祉部 | 兵庫県心身障害者扶養共済制度          | 障害(がい)者の保護者が、死亡または重度の障害(がい)者になったときに、年金が支給されます。                                                                                                                                                                   | 「親亡き後」の心配を軽減します。                                                                                                                                                                         |
| 35 | 健康福祉部 | 障害福祉サービス（介護給付）          | 居宅介護や施設入所支援などを通じて生活の安定を図ります。                                                                                                                                                                                     | サービスを利用することで、生活の安定を図ります。                                                                                                                                                                 |
| 36 | 健康福祉部 | 障害福祉サービス（訓練等給付）         | 就労継続支援などを利用し、就労したり就労移行支援などを利用し、就職する機会を設けます。                                                                                                                                                                      | 就労に関する支援を受けることにより、収入を得たり、達成感を得ることになります。                                                                                                                                                  |



## 第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|    |       |                                                              |                                                                                                                                                        |                                                                              |
|----|-------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 37 | 健康福祉部 | 地域活動支援センター                                                   | 日中活動の場を設け、他者との交流などを図ります。                                                                                                                               | 日中に通う場所があることで生活が安定し、所属意識を持つことで社会的孤立を防ぐことができます。                               |
| 38 | 健康福祉部 | 相談支援事業所                                                      | 障害(がい)者の様々な相談に応じます。                                                                                                                                    | 障害(がい)者の方の様々な困りごとに対応します。相談に対応することで安心感を持つことができます。                             |
| 39 | 健康福祉部 | 障害(がい)者就業・生活支援センター                                           | 障害(がい)者の就労支援を行います。                                                                                                                                     | 収入が安定することにより、経済的な不安がなくなります。                                                  |
| 40 | 健康福祉部 | 各障害(がい)者相談員                                                  | 障害(がい)者の相談に応じるため、民間の協力者が障害(がい)者相談員として行政から委嘱されています。                                                                                                     | 相談に応じ、必要な援助を受けることができます。                                                      |
| 41 | 健康福祉部 | 生活保護事業                                                       | 生活・住宅・教育・医療・出産・葬祭・介護・生業扶助・施設事務費を給付します。                                                                                                                 | 扶助受給等の機会を通じて世帯の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。                                  |
| 42 | 健康福祉部 | 生活保護受給者等就労支援事業                                               | 稼働能力を有する生活保護受給者等に対する就労支援や無料職業紹介を行い就労を促進します。                                                                                                            | 就労することに困難を抱えている人の生活状況の聞き取り等、きめ細やかな個別支援を実施します。                                |
| 43 | 健康福祉部 | 母子世帯自立支援プログラム                                                | 生活保護を受けている母子世帯の母親について、経済的自立を促すために生業扶助を活用して、教育訓練の受講や資格取得を支援し就労能力の向上を図ります。                                                                               | 就労能力の向上を図ることにより、母親の負担や不安感を軽減します。                                             |
| 44 | 健康福祉部 | 就労準備支援事業                                                     | 社会参加することに自信がなく引きこもりがちな者、仕事に就いたことがなく就職に不安を持っている者などに対し、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施します。                                                                   | 就労することに困難を抱えている人の生活状況の聞き取り等、きめ細やかな個別支援を実施します。                                |
| 45 | 健康福祉部 | 生活困窮者自立支援事業<br>①自立相談支援事業<br>②住居確保給付金<br>③就労準備支援事業<br>④学習支援事業 | 失業や就職活動の行き詰まり等で経済的な困窮状態に陥っている方、病気や精神的な不安などで働きたくても働けないなど、複合的な課題を抱えている方を対象に、自立に関する相談支援や就労に関する支援を実施します。<br>また、生活困窮家庭での「貧困の連鎖」の防止に向け、中学生を主な対象として学習支援を行います。 | 生活困窮者支援事業にかかわる相談員やスタッフが研修を受けることで、適切な相談窓口につなぐ等、「気づき役」としての役割を担えるようになる可能性があります。 |
| 46 | 健康福祉部 | 生活困窮者自立支援事業<br>(住居確保給付金)                                     | 離職により住居を失った又は失うおそれが高い生活困窮者に対し、一定期間家賃相当額を支給します。                                                                                                         | 基本的な生活基盤である住居を喪失する恐れを回避します。                                                  |
| 47 | 健康福祉部 | 生活困窮者自立支援事業<br>(就労準備支援事業)                                    | 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に向けた基礎能力の形成を支援します。                                                                                                         | 一般就労が困難な方が基礎的能力の形成することにより、自信を持つことにつながります。                                    |
| 48 | 健康福祉部 | 生活困窮者自立支援事業<br>(学習支援事業)                                      | 生活困窮家庭での「貧困の連鎖」の防止に向け、中学生を主な対象とし支援します。                                                                                                                 | 支援するスタッフが研修を受けることで、自殺リスクのある児童・生徒の早期発見を行うことができます。                             |

## 第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|    |        |                                  |                                                                                                                      |                                                                                                                   |
|----|--------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 49 | 健康福祉部  | 生活困窮者自立支援推進会議の設置                 | 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者の自立促進に関する事業の円滑な推進を図るため、部局横断的な構成員による庁内推進会議を設置し、会議を開催します。                                           | 部局横断的な会議によって、課題や認識を共有する機会となります。                                                                                   |
| 50 | 子ども未来部 | 子ども総合相談事業                        | 妊産婦、0歳から18歳までの子どもとその家庭から、子育て、子どもの発達、学校生活に関することなど、どこに相談していいかわからない悩みを幅広く受け止め、背景にある課題を専門的に分析、検討し、関係機関と連携して、適切な支援につなげます。 | 子どもに関することで、どこに相談していいか迷うような相談を幅広く受け止めることで、子どもやその家庭の不安を軽減し、生きづらさの解消につなげます。                                          |
| 51 | 子ども未来部 | 母子生活支援施設利用事業                     | 母子家庭またはそれに準ずる家庭の女性とその子を入所させ、心身と生活を安定させるための援助を行います。                                                                   | 様々な事情を抱えた母子家庭の悩みの解消につながります。                                                                                       |
| 52 | 子ども未来部 | 助産施設利用事業                         | 経済的理由により入院助産ができない場合に、助産施設に入所することで出産の援助を行います。                                                                         | 経済不安を抱えた妊婦の不安を減少させることができます。                                                                                       |
| 53 | 子ども未来部 | 児童扶養手当事業                         | 児童扶養手当の認定及び支給を行います。                                                                                                  | 児童扶養手当の申請時に、悩みを抱えている方に「気づき」、適切な相談窓口につなぐことができます。                                                                   |
| 54 | 子ども未来部 | 児童手当事業                           | 児童手当の認定及び支給を行います。<br>※児童育成手当事業は行っていません。                                                                              | 児童手当の申請時に、悩みを抱えている方に「気づき」、適切な相談窓口につなぐことができます。                                                                     |
| 55 | 子ども未来部 | 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業               | ひとり親家庭の母・父が自立することを目的とした、資格講座の受講費を助成します。                                                                              | 給付金の手続時に、悩みを抱えている方に「気づき」、適切な相談窓口につなぐことができます。                                                                      |
| 56 | 子ども未来部 | 母子父子寡婦福祉金貸付事業                    | 母子父子寡婦福祉金の貸付を行います。<br>※県の事業で、窓口のみ行っています。                                                                             | 資金の貸与時に、悩みを抱えている方に「気づき」、適切な相談窓口につなぐことができます。                                                                       |
| 57 | 子ども未来部 | 母子等福祉総務事業                        | ひとり親家庭の自立の援助のために給付事業、相談事業等を行います。<br>※福祉金貸付償還、母子・父子自立支援員設置を含みます。                                                      | 電話相談や面談の際に、悩みを抱えている方を発見することができます。                                                                                 |
| 58 | 子ども未来部 | 子ども家庭支援センターの運営<br>(地域子育て支援拠点事業)  | 乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置しています。                                                                              | 保護者が気軽に集えて相談できる場を提供し、子育ての孤立や、育児の不安・負担の軽減を図ります。また、支援が必要な親子を早期に発見し、関係機関との連携等により早期に対応します。                            |
| 59 | 子ども未来部 | 子ども家庭支援センターの運営<br>(子育てサービス情報の提供) | 妊娠期から思春期までの子どもの成長に応じた総合的情報誌の発行やメールによる子育て情報を発信します。                                                                    | 子どもの成長過程に応じた情報提供を適切に行うことで、育児の不安・負担軽減を図ります。                                                                        |
| 60 | 子ども未来部 | 児童館の運営<br>(児童健全育成事業)             | 7つのコミュニティブロックごとに児童館を整備し、学校や家庭でない第三の居場所として、子どもが安全で自由に集える居場所づくりを実施しています。                                               | 「児童館にいてみよう」の標語を掲げ、子どもが気軽に立ち寄れるようにし、自主性を尊重しながら遊びを通じた健全育成を図ります。また、必要に応じて学校や地域、関係機関と連携しながら課題解決を図る等、子どもや家庭を日常的に見守ります。 |

## 第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|    |        |                               |                                                                                                                                          |                                                                                                          |
|----|--------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 61 | 子ども未来部 | 児童館の運営<br>(地域子育て支援拠点事業)       | 乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置しています。                                                                                                  | より身近な地域で保護者が気軽に集え、相談できる場を提供し、子育ての孤立や、育児の不安・負担の軽減を図ります。また、支援が必要な親子を早期に発見し、関係機関と連携する等、早期対応することで虐待予防につなげます。 |
| 62 | 子ども未来部 | ファミリーサポートセンター事業               | 育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員となり、相互援助活動を行います。                                                                                                  | 様々な悩みを抱える家庭が事業を活用することで、子育て中の孤立感や育児の不安・負担の軽減を図ることができます。                                                   |
| 63 | 子ども未来部 | ファミリーサポートセンター利用助成事業           | ファミリーサポートセンターに登録しているひとり親家庭等、経済的困難を抱える家庭へ利用料の一部を助成します。                                                                                    | ひとり親家庭等、経済的困難を抱える家庭へファミリーサポートセンター事業の利用料を一部助成することで、子育て家庭の経済的負担軽減を図ることができます。                               |
| 64 | 子ども未来部 | 産後・育児支援ヘルパー派遣事業               | 母親が産後に体調不良等のため家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣し、家事等を援助します。                                                                                    | 産後の体調不良等の時に家事等を援助することで、母親が安定して子どもを養育することができる等、育児の不安・負担軽減を図ることができます。                                      |
| 65 | 子ども未来部 | 家庭教育推進事業                      | 妊娠期から概ね思春期までの子どもの保護者に学習機会として、成長過程別の講座を実施します。                                                                                             | 子どもの発達(育ち)に沿った関わり方を学ぶことで、日々の子育て、子どもとの関わりに生かすことができ、保護者の不安・負担軽減を図ることができます。                                 |
| 66 | 子ども未来部 | 子育て支援事業                       | 各保育施設において子育て等に関する相談や援助を行います。                                                                                                             | 交流の場の提供として園庭開放・室内開放・体験保育等を実施するほか、育児不安を和らげ虐待を防止する役割として、育児相談や電話相談を実施します。                                   |
| 67 | 子ども未来部 | 保育所保育実施事業                     | 保護者の就労等の理由により、保育が必要な児童を保育所で保育します。                                                                                                        | 保護者の悩みや児童の発達の課題等を早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担います。                                              |
| 68 | 子ども未来部 | 地域児童育成会事業<br>民間放課後児童クラブ運営支援事業 | 就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に放課後児童クラブ(学童保育所)で保育します。                                                                                | 学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になります。                                               |
| 69 | 子ども未来部 | 放課後子ども教室推進事業                  | 放課後等の教室・校庭・体育館など学校施設を有効に活用し、様々な活動を実施します。                                                                                                 | 子どもや親がクラスや学齢等を超えて交流できる機会を提供することは、地域で住民同士が助け合える関係を構築する上での貴重な機会となります。                                      |
| 70 | 子ども未来部 | 思春期ひろば事業                      | 地域の協力を得ながら、不登校やひきこもりに悩む当事者や保護者が気軽に集うことのできる居場所を提供します。                                                                                     | 思春期ひろばで知り合った他の当事者やボランティア、コーディネーターと接することが気分転換になります。                                                       |
| 71 | 産業文化部  | 中小企業者向け融資                     | (1) 中小企業振興資金融資あっせん制度<br>金融機関に融資のあっせんを行い、中小企業者の円滑な資金調達を支援します。<br>(2) セーフティネット保証制度<br>業績が悪化している事業者等を対象に、特定中小企業者の認定を行い、中小企業者の円滑な資金調達を支援します。 | 経営難に陥っている事業者へ資金調達における支援を行い、事業者の仕事や暮らしを支えます。                                                              |
| 72 | 産業文化部  | ワークサポート宝塚運営事業                 | 兵庫労働局との一体的事業に係る協定に基づき、ハローワーク西宮サテライトとしてワークサポート宝塚を国と市が共同で運営しており、職業相談、紹介、求人検索などを実施するほか、女性やシニア世代向けのセミナー等を実施しています。                            | 年齢、職業形態を問わず求職者に対して職業相談等を行うことにより、生活上の問題やその他複合的な問題の発見につながる場合があります。必要に応じて関係機関につなぎます。                        |

## 第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|    |           |                             |                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                             |
|----|-----------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 73 | 産 業 文 化 部 | 労働問題相談                      | 労働者を対象とする職場の人間関係・解雇等の問題に関して相談できる労働問題相談を実施します。                                                                                                                      | 労働問題相談を行うことにより、生活上の問題やその他複合的な問題の発見につながる場合があります。必要に応じて関係機関につなげることができます。                                                                                      |
| 74 | 産 業 文 化 部 | 就労支援事業                      | 概ね49歳までの若者(保護者を含む)と再就職を希望する女性を対象に、専門の相談員が必要に応じて職業適性検査をしながら、伴走支援する若者しごと相談を実施します。                                                                                    | 求職者に対して職業相談等を行うことにより、生活上の問題やその他複合的な問題の発見につながる場合があります。必要に応じて関係機関につなげることができます。                                                                                |
| 75 | 産 業 文 化 部 | 消費生活相談事業                    | 消費者相談、消費者教育及び啓発を行います。無料法律相談などへの案内を行います。                                                                                                                            | 消費生活に関する相談をきっかけに、他に抱えている問題の発見につながる場合があります。その際は適切な相談窓口につなぎます。特に弁護士相談に至る消費者については深刻な問題を抱えていることもあるため、継続的な支援を行います。                                               |
| 76 | 学 校 教 育 部 | いじめ防止対策推進事業<br>(いじめ防止対策委員会) | いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、宝塚市いじめ防止等に関する条例に基づき設置します。宝塚市いじめ防止基本方針に基づきいじめ防止等のための施策が実効的に行われているかどうか調査を実施しています。                                                | 学校や市のいじめ防止等のための取組の効果を検証し、児童生徒に対していじめ防止や自殺防止の効果が高まるようにします。                                                                                                   |
| 77 | 学 校 教 育 部 | 学力向上推進事業<br>(たからづか寺子屋教室)    | 放課後や長期休業中に、地域人材を活用し、子どもたちの学習習慣の定着および、基礎学力の向上をめざし、「たからづか寺子屋教室」を実施する。                                                                                                | 学習習慣や学力の定着により落ち着いたある学校生活ができ、その中で周囲との関わる方法を体験的に学ぶきっかけとなります。                                                                                                  |
| 78 | 学 校 教 育 部 | 教育相談事業                      | 子どもの健やかな成長を願って、教育上(発達や心理等)の様々な悩みの相談に応じます。必要に応じて、専門家による医学検診を行います。また学校園で発生する緊急事案への支援を行います。                                                                           | 子どもが不安や悩みを打ち明けることが、自殺リスクへの早期対応につながります。学校における心理教育やリラクセーションの実施により、心の保持に関する教育をすすめます。<br>「こころとからだのアンケート」を介して面談することにより、担任等に対して、気がかりなことを話そうと思えるような子ども関係づくりをすすめます。 |
| 79 | 社 会 教 育 部 | 中央図書館管理運営事業                 | 多様な市民ニーズに応えるべく図書、資料の収集と提供、調査相談業務を行います。<br>多彩な行事の開催をはじめ、市民ニーズに対応したサービスを拡充します。<br>他部署、市内公共施設との連携や移動図書館車の活用のほか、館外イベントにも積極的に参加します。<br>「子どもの読書活動推進計画」を関係各課と協力、連携し推進します。 | 図書館を啓発活動の拠点とし、住民に対する情報提供の場として活用することができます。学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となる可能性もあります。<br>読書を通じて、さまざまな生き方や考え方を知ることは、人生において困難に直面した時の問題解決の手段を得ることにつながります。  |
| 80 | 社 会 教 育 部 | 「自殺したくなったら図書館にいこう」          | 「自殺したくなったら図書館にいこう」のタイトルで本の展示、貸出を行います。                                                                                                                              | 自殺防止につながる内容の本を展示、貸出します。                                                                                                                                     |

## 第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|    |           |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                       |
|----|-----------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 81 | 社 会 教 育 部 | 西図書館管理運営事業    | <p>多様な市民ニーズに応えるべく図書、資料の収集と提供、調査相談業務を行います。</p> <p>多彩な行事の開催をはじめ、市民ニーズに対応したサービスを拡充します。</p> <p>他部署、市内公共施設との連携や移動図書館車の活用のほか、館外イベントにも積極的に参加します。</p> <p>「子どもの読書活動推進計画」を関係各課と協力、連携し推進します。</p>                                                                                                                                                                            | <p>図書館を啓発活動の拠点とし、住民に対する情報提供の場として活用することができます。学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となる可能性もあります。</p> <p>読書を通じて、さまざまな生き方や考え方を知ることは、人生において困難に直面した時の問題解決の手段を得ることにつながります。</p> |
| 82 | 非 公 表     | DV対策推進事業      | <p>(1)デートDV予防教室<br/>中高生を対象にデートDVに関する講演会を行い、相手を尊重する関係を知ってもらうことで、DVの発生を未然に防ぎます。</p> <p>(2)デートDV防止リーフレット作成・配布</p> <p>(3)DV対策推進連絡会議<br/>DVの防止及びその被害者の保護に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、DVの被害者への的確な支援を行うために開催します。</p> <p>(4)カードサイズのDVリーフレットの配布<br/>DVの内容や相談機関について掲載したカードサイズのリーフレットを作成し、公共施設等に配布します。</p> <p>(5)DV被害者同行支援<br/>DV被害者の一時保護や保護命令申立の際に、被害者の負担軽減を図るため、相談員等が同行支援を行います。</p> | <p>DV被害者への支援に携わる関係者の間で理解や認識を深めてもらうことができます。</p> <p>DV被害者の支援にあたる職員が研修を受けることにより、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応について一層の理解を深めてもらうことができます。</p>                                          |
| 83 | 非 公 表     | 配偶者暴力相談支援センター | <p>配偶者等からの暴力の相談を受けます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>相談の機会を提供し、支援につなげます。</p>                                                                                                                                            |

### 生きることの促進要因への支援～こどもたちへの啓発（SOSの出し方に関する教育）

|    |            |                 |                                                                                      |                                                                                                          |
|----|------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 84 | 健 康 福 祉 部  | 思春期健康教育         | <p>思春期における喫煙・飲酒・性について小中学校や関係機関と連携を図りながら、正しい知識の普及に努めています。</p>                         | <p>小中学生が喫煙や飲酒予防、性教育により、命の誕生や尊さについて学ぶ機会となるよう取り組みます。</p>                                                   |
| 85 | 子 ども 未 来 部 | 子どもの権利サポート委員会事業 | <p>子どもの気持ちを早期に受け止め、相談に応じるだけでなく、関係機関との調整を行ったり、救済の申立て等により、調査したり、関係機関への協力や改善を求めます。</p>  | <p>子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関として、子どもたちの気持ちを早期に受け止め、子ども自身が本来持っている力を発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。</p> |
| 86 | 子 ども 未 来 部 | 子育て家庭ショートステイ事業  | <p>保護者が病気や事故、出張や育児疲れなどの理由で、一時的に家庭で子どもをみるができなくなった時に、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設で預かりを行います。</p> | <p>子育ての負担を軽減するという意味で、保護者の支援となります。</p>                                                                    |



## 第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|    |           |                                   |                                                                                                                                                                                        |                                                                                                           |
|----|-----------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 87 | 学 校 教 育 部 | いじめ防止対策推進事業<br>(CAP子どもの暴力防止プログラム) | 市立全小学校において、3年生を対象に、子ども自身がさまざまな暴力から自分を守る力を持っていることに気づき、自分自身の大切さや他者を大切にすること、危機的状況においても自分で切り抜けるための知識や方法を学ぶことによって、いじめ・暴力を防止しています。                                                           | いじめを含めたあらゆる暴力から自分自身を守り、危機的状況への対応力を高めます。                                                                   |
| 88 | 学 校 教 育 部 | 生徒指導支援事業<br>(SSW配置)               | 学校が抱える課題に対し、社会福祉を専門とするスクールソーシャルワーカー（SSW）を中心とするケース会議を開催し、児童生徒を取り巻く生活環境を含めた見立て（アセスメント）と手立て（プランニング）を行い、学校や家庭及び関係機関の連携による適切な支援を行うとともに、未然防止・早期対応・早期解決に向けての校内支援体制の強化及び教職員の指導力・対応力の向上を図っています。 | 児童生徒や保護者が抱える課題を他機関と連携し解決に向けて取り組みます。また校内支援体制を強化することにより児童生徒が安心して生活できる環境をつくります。                              |
| 89 | 学 校 教 育 部 | 生徒指導支援事業<br>(生活指導支援員配置)           | 落ち着いた環境の中で学習や学校生活が行えるように必要に応じて公立学校に配置し、児童生徒への支援を行っています。                                                                                                                                | 学習習慣や学力の定着により落ち着きのあ<br>る学校生活ができ、その中で周囲との関わる方法を体験的に学ぶきっかけとなります。                                            |
| 90 | 学 校 教 育 部 | スクールサポーター事業<br>(スクールサポーター配置)      | 児童生徒の基礎学力の向上を目的として、教職経験者や学生等のスクールサポーターを小・中学校に派遣し、学習補充の支援を行っています。                                                                                                                       | 学習習慣や学力の定着により落ち着きのあ<br>る学校生活ができ、その中で周囲との関わる方法を体験的に学ぶきっかけとなります。                                            |
| 91 | 学 校 教 育 部 | 生命の尊さ講座事業<br>(生命の尊さ講座)            | 市内全中学校が、産婦人科医、助産師、思春期保健相談士等を講師として招聘し、「性と生を考える」をテーマに講座を実施し、生命の大切さや両性の尊重、健全な学校生活を送るための正しい知識、妊娠、出産、子育てについて学びます。どんな環境に育ってもそのままの自分でよいと感じられ、自己肯定感が高まるように取り組んでいます。                            | 「性と生を考える」をテーマとした講演を聞くことは、生命の尊さを学ぶ上での貴重な機会となります。                                                           |
| 92 | 学 校 教 育 部 | 生命の尊さ講座事業<br>(赤ちゃん学校へ行こう！)        | 子育て中の保護者とその乳幼児を学校に迎え、子育て中の保護者の話を聞いたり、乳幼児と触れ合ったりすることで、生命の尊さを学び、自分を大切にするとともに、他人を思いやる気持ちを育てる。また、幼児に触れ合うことにより、乳幼児への関心を高め、関わり方を工夫できるようにします。                                                 | 中学生が幼児と触れ合ったり、その保護者と子育てについて話し合ったりすることで、命への畏敬の念を育むことができます。                                                 |
| 93 | 学 校 教 育 部 | トライやる・ウィーク推進事業                    | 市立全中学校と市立特別支援学校中学部の2年生が、それぞれの、興味・関心や地域や学校の実態に応じた事業所で様々な体験活動を5日間行う。活動や体験を通して、中学生に自らの行き方を考えたり、社会生活上のルールや倫理感の育成、善悪の判断、自己責任の自覚や自律・自制の心の滋養など「心の教育」を体験する機会としています。                            | 「トライやる・ウィーク」では、さまざまな社会体験活動を通して、地域に学び、共生や感謝の心を学びます。学校・家庭・地域社会の連携を深め、子どもたちを中心とした地域コミュニティの構築へと発展することが期待されます。 |
| 94 | 学 校 教 育 部 | 小学校体験活動事業<br>(自然学校)               | 市立全小学校5年生児童が学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、児童が人や自然、地域社会と触れ合い、理解を深めるなど、4泊5日間の長期宿泊体験を通して、自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育成することを目的とし実施しています。                    | 児童が人や自然、地域社会と触れ合うことで、生きる力を養うことができます。                                                                      |



## 第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|    |           |                       |                                                                                            |                                                                                                                                                            |
|----|-----------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 95 | 学 校 教 育 部 | 小学校体験活動事業<br>(環境体験事業) | 市立全小学校3年生児童が地域の自然に出かけて行き、地域の人々等の協力を得ながら自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然に触れ合う体験型環境学習を継続的に実施しています。       | 児童が人や自然と触れ合う体験活動を通して、生きる力を養うことができます。                                                                                                                       |
| 96 | 学 校 教 育 部 | 部活動推進事業               | 市立中学校の運動部・文化部における指導者不足等の諸問題を支援するために、部活動外部指導者の配置を図り、部活動の充実・発展を期すとともに、生徒の心身の健全な発育・発達を支えています。 | 子どもたちが同じ目標に向けて周囲と力を合わせ取り組む中から、支え・支えられる相互理解・扶助に基づいた人間関係を築くきっかけとなります。                                                                                        |
| 97 | 学 校 教 育 部 | 図書活動推進事業              | 小・中学校の学校図書館に学校司書を配置し、学校図書館の環境整備やレファレンス、読み聞かせなどの授業支援を通じて、図書活動推進活動を行う。                       | 学校図書館の利用を促進することで、子どもたちが多様な考えや生き方を知る機会を作ります。教室で過ごしにくいことがある子どもの中には、校内の「安心して過ごせる居場所」となる可能性もあります。読書を通じて、さまざまな生き方や考え方をすることは、人生において困難に直面した時の問題解決の手段を得ることにつながります。 |
| 98 | 学 校 教 育 部 | 子ども支援事業               | 市立小中学校において、一斉指導になじみにくく、不適応を起こしがちな子どもに対する支援や、教室に入りづらい不登校傾向の子どもに対する別室指導を行います。                | 子どもが自己肯定感を高められるように支援します。<br>支援者の力を借りながら自分の居場所だと感じることができる場をつくります。                                                                                           |
| 99 | 学 校 教 育 部 | 青少年相談事業               | 非行防止・健全育成活動の一環として、青少年や保護者等の悩みについての相談に応じ、助言等を行うと共に、関係機関との連携による継続指導を行います。                    | 青少年の非行防止・健全育成の一環として、非行防止相談(電話・来所面接)に応じます。また、悩みを持つ子どもや保護者・学校への支援を行います。                                                                                      |

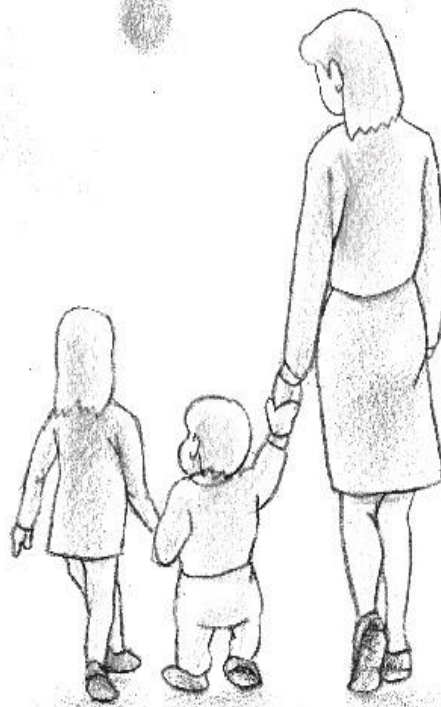
### 生きることの促進要因への支援～SOSをキャッチする可能性がある事業

|     |           |               |                     |                                                  |
|-----|-----------|---------------|---------------------|--------------------------------------------------|
| 100 | 企 画 経 営 部 | 市税徴収事業        | 市税の収納を行います。         | 市税の納税相談を行う際に、生活にお困りの方を支援するための窓口案内します。            |
| 101 | 市 民 交 流 部 | 国民健康保険税の徴収    | 国民健康保険税の収納を行います。    | 国民健康保険税の納税相談を行う際に、生活にお困りの方を支援するための窓口案内します。       |
| 102 | 市 民 交 流 部 | 後期高齢者医療保険料の徴収 | 後期高齢者医療保険料の収納を行います。 | 後期高齢者医療保険料の収納を行う際に、生活にお困りの方を支援するための窓口案内します。      |
| 103 | 健 康 福 祉 部 | 介護保険料の徴収      | 介護保険料の収納を行います。      | 介護保険料の収納を行う際に、生活にお困りの方を支援するための窓口案内します。           |
| 104 | 上 下 水 道 局 | 上下水道料金徴収事業    | 上下水道料金の徴収事業を行います。   | お客さまセンターで上下水道料金の収納を行う際に、生活にお困りの方を支援するための窓口案内します。 |

## 第4章 悩みをお持ちの方の相談窓口と関連施策

|     |        |                    |                                                                                                                              |                                                                                                                                  |
|-----|--------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 105 | 総務部    | 心の健康相談             | 産業医、精神衛生相談医によるメンタルヘルスに関する相談を行います。休職や復職の支援も実施しています。                                                                           | 職場におけるパワハラ、セクハラ及びモラハラ等のハラスメントや、精神疾患等を原因とする壮年期のメンタル不調等による自殺リスクに対して、早期対応及び改善を図ることができます。                                            |
| 106 | 総務部    | 保健師による随時相談         | 保健師によるメンタルヘルス等に関する随時相談を行います。                                                                                                 | 職場等のストレスによるメンタル不調に対して、メンタル不調の悪化や自殺の未然防止を図ります。                                                                                    |
| 107 | 総務部    | 長時間勤務者健康相談         | 規定の基準以上の長時間勤務者に対して、疲労蓄積度チェックリストによる自己チェックと共に、産業医による健康相談への勧奨を行い、相談希望者には産業医による健康チェック及び相談を実施します。                                 | 長時間勤務による心身の疲労蓄積の程度を把握し、早期対応を行うことで過労死やメンタル不調による自殺予防を図ります。                                                                         |
| 108 | 総務部    | ストレスチェック<br>(法定事業) | 自身のストレス状態に気づき、メンタル不調への早期対応を行うために、成人病健診及び定期健診対象者に年1回ストレスチェックを実施します。                                                           | 成人病健診及び定期健診対象者に対して、主に職場起因のストレスによるメンタル不調への早期対応を目的として実施しており、自殺リスクの把握や改善にもつながります。                                                   |
| 109 | 健康福祉部  | 特定健診・後期高齢者健診・がん検診  | 生活習慣病やがんの早期発見・重症化予防を目的に健康診査・検診を実施します。                                                                                        | 健診受診の際の診察や問診により、心の健康について問題がある場合は専門機関への受診を促します。また、生活習慣病やがんは、早期に発見できれば治療が行いやすいことや、治療のために就労を中断するなどの生活への影響が短期間で済むなど、心の負担感の軽減につながります。 |
| 110 | 健康福祉部  | 乳幼児健康診査事業          | 4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児に対して乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の成長発達や子育ての状況に応じた相談支援を実施します。また、未受診児のアンケート調査や、民生委員・児童委員の協力による訪問調査などにより、未受診児の状況把握を行います。 | 乳幼児健診は、全ての児を対象としており、育児不安、産後うつ、発達支援など、子育て中の親子の心の健康を支援するための相談先などについて、情報提供を行っています。また、未受診児については、訪問調査等により、受診児と同様に情報提供を行っています。         |
| 111 | 子ども未来部 | 児童虐待防止施策推進事業       | 児童虐待の防止や早期発見、早期対応等について、要保護児童対策地域協議会を軸として、関係機関と連携し、子どもたちが安心して生活できるように支援を行います。<br>※要保護児童対策地域協議会運営、児童虐待防止、家庭相談員設置を含みます。         | 児童虐待を未然防止、早期発見・対処することで、虐待により生きづらさを抱える子どもを減少させることができます。                                                                           |
| 112 | 消防本部   | 救急業務               | 災害などによる事故や急病などで生じた傷病者を救急隊によって医療機関などに搬送します。                                                                                   | 関係機関との情報共有を行うことで、支援につなげることができます。                                                                                                 |
| 113 | 管理部    | 学校職員安全衛生管理         | 労働安全衛生法に基づき、職員50名以上の職場（学校）では産業医を選任し、職員の健康管理を行います。また各校には学校医を配置し、職員の健康管理を行います。                                                 | 学校職員の体調悪化時の早期対応につながります。                                                                                                          |
| 114 | 管理部    | 学校職員ストレスチェック       | 労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。                                                                             | ストレスチェックの結果を活用し、必要に応じ心療内科を受診させることで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援の強化を図ることができます。                                                            |

| その他間接的に関連する事業 |     |         |                                                                      |                                                                                                   |
|---------------|-----|---------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 115           | 総務部 | 健康管理講演会 | 全職員を対象に、年1回メンタルヘルスに関するテーマで講演会を実施します。                                 | 自殺予防等も含め、包括的なメンタルヘルスアップを目的としたポピュレーションアプローチを行います。                                                  |
| 116           | 総務部 | 新任職員研修  | 新任職員に対して、市のメンタルヘルス制度等について研修を行います。                                    | 職場における心身不調の相談窓口やストレスチェック等の制度を周知することで、悩みを一人で抱え込んでしまい自殺リスクとにならないよう予防を図ります。                          |
| 117           | 総務部 | 新任係長研修  | 新任係長に対して、監督職として部下の心身の健康を守る役割や自身のメンタルヘルス保全のために必要な知識を身につけられるよう研修を行います。 | 監督職の心身ストレスの知識及びその対処法を学ぶことで、メンタル不全予防や自殺リスクへの発展の未然防止を図ります。                                          |
| 118           | 総務部 | 新任課長研修  | 新任課長に対して、職場のメンタルヘルス対策や休職及び復職に関する制度等について研修を行います。                      | 所属長として、職場のメンタルヘルス対策を知り、部下の心身状態の把握やそれに対する適切な対応、休職及び復職への支援を行う等、担当部署の健康な職場環境づくりを目指すことで、自殺リスクを低下させます。 |



(資料)

## 1 自殺対策基本法

○自殺対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二條)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二八法一一・一部改正)

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条繰上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条繰下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条繰下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正)

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)



第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

### 第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章繰下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条繰下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条繰下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養<sup>かんよう</sup>等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条繰下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条繰下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条繰下)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条繰下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条繰下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条繰下・一部改正)

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・旧第三章繰下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条繰下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。



## 2 自殺総合対策大綱（概要）

# 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定  
第3次：平成29年7月25日閣議決定  
第2次：平成24年8月28日閣議決定  
第1次：平成19年6月8日閣議決定

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名譽及び生活の平穩に配慮する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

### 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。  
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※ 令和2年：16.4

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

### 3 委員名簿

○宝塚市自殺対策推進会議名簿（令和5年(2023年)4月1日現在）

|            | 氏 名   | 役 職 名                          |
|------------|-------|--------------------------------|
| 委員<br>(会長) | 富澤 宏輔 | 大阪人間科学大学講師（精神保健福祉士・社会福祉士）      |
| 委員         | 栗田 義博 | 宝塚市医師会 会長（医師）                  |
| 委員         | 弘中 照美 | （元）NPO法人自死をなくす会コアセンター・コスモス代表理事 |
| 委員         | 澤井 登志 | 一般社団法人メンタルさぼーたーずL a b o代表理事    |
| 委員         | 野原 秀晃 | 宝塚健康福祉事務所長兼宝塚保健所長（医師）          |

○宝塚市自殺対策庁内連絡会議構成員

| 部 名    | 役 職 名                                                                                        |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企画経営部  | 市税収納課長、広報課長                                                                                  |
| 市民交流部  | 市民相談課長、国民健康保険課長、医療助成課長                                                                       |
| 総務部    | 人材育成課長、人権男女共同参画課長                                                                            |
| 健康福祉部  | 地域福祉課長、高齢福祉課長、介護保険課長、<br>健康推進課長、障 <sup>がい</sup> 碍福祉課長、<br>基幹相談支援センター担当課長、<br>生活援護課長、せいかつ支援課長 |
| 子ども未来部 | 家庭児童相談課長 子ども総合相談課長                                                                           |
| 産業文化部  | 商工勤労課長、消費生活センター所長                                                                            |
| 消防本部   | 救急課長                                                                                         |
| 学校教育部  | 学校教育課長、教育支援課長、青少年センター所長                                                                      |
| 経営統括部  | 地域医療担当課長                                                                                     |



## ■おわりに

---

この計画を読んで、どのように感じたでしょうか。もしかすると、読んでいて少し疲れたかもしれません。体を伸ばしたり、別の事を考えたりして、一度リラックスしてほしいと思います。また何かを思い出したり、気になることがあった際に、この計画を読み返そうと思ってもらえるとうれしいです。

最後まで読んでいただきありがとうございました。



---

### やさしいたからづか推進計画(第2期) ～宝塚市自殺対策計画～

令和6年(2024年)3月発行

発行者:宝塚市健康福祉部障害福祉課<sup>がい</sup>

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL 0797-77-9110 FAX 0797-72-8086

※計画の中に挿入されたイラストは、P92に掲載した元NPO法人コアセンター・コスモスの弘中様に描いて頂きました。

